

令和7年色麻町議会予算審査全員特別委員会会議録（第2号）

令和7年3月11日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君

欠席委員 なし

欠員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君
教育長	千葉律之君
教育総務課長兼学校給食センター所長	今野和則君
生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山田誠一君
農業委員会事務局長	山崎長寿君

## 職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長	遠藤洋君
書記	大泉信也君

## 議事日程 第2号

日程第1	議案第38号	令和7年度色麻町一般会計予算
日程第2	議案第39号	令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第3	議案第40号	令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第4	議案第41号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第5	議案第42号	令和7年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第43号	令和7年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第44号	令和7年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第8	議案第45号	令和7年度色麻町下水道事業会計予算
日程第9	議案第46号	令和7年度色麻町水道事業会計予算

## 本日の会議に付した事件

日程第1	議案第38号	令和7年度色麻町一般会計予算
------	--------	----------------

午前10時00分 開会

○委員長（小松栄喜君） 御参集御苦労さまです。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより予算審査全員特別委員会の本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりであります。

次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のために出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

ここで委員長よりお願い申し上げます。昨日も、委員会審査に入る際にもお願い申し上げましたが、質疑は簡潔明瞭にし、現に議題となっている事件に対して疑問点をただしていきたいと思います。また、自己の意見を述べることはできませんし、当然、議題外にわたる質疑、範囲を超える質疑もできませんので、この点につきまして、再度、委員長としてお願いを申し上げます。

これより日程に入ります。

日程第1	議案第38号	令和7年度色麻町一般会計予算
------	--------	----------------

○委員長（小松栄喜君） 日程第1、議案第38号令和7年度色麻町一般会計予算について、前日に引き続き審査を行います。

予算に関する説明書53ページをお開きください。

第3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 何点かお尋ねを入れたいと思います。

まず初めに、報償費でございます。こちらに地域福祉計画策定委員会の謝礼というものがございます。昨年もございました。この中で昨年は2日間、予定しておりまして、令和7年においては3日間という日程をここで設定しておりますが、昨年を基にして今回3日間にした根拠、まずそれはどういうことなのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

令和6年度については1回というような開催でございました。その際はですね、委嘱状の交付をして計画策定のスケジュール、それと、あと調査書ですね、令和6年度においてはアンケートを行ってますので、そちらのほうの精査をしてもらって、アンケートを实际行って、今、集計をしているというような状況でございます。それで、そういったようなスケジュール感になりまして、今年度に関しては1回ということでしたが、令和7年度におきましては3回を予定しておりまして、今回の結果を基にですね、そちらのほうの分析のほうが委託業者のほうから上がってきますんで、そちらのほうの調査書の結果概要の報告、令和7年度の1回目はそういったところを予定しております。そこで一般的な計画の骨子案も出していただいて、その辺を委員さんにまず見てもらうということ。それと、その次の回、7年度の2回目においては、そちらのほうの骨子案に対して色麻町におけるアンケート結果をすり合わせた形での計画素案、そちらのほうをあと議論していただくということを予定しております。それと同時に、パブリックコメントの実施についても検討するというような状況であります。それと3回目になりますが、そちらはパブコメの結果とかを基にですね、今度、計画の案をあと委員さんに提示してですね、そちらのほうの承認をいただくというような流れで3回というふうに組んでおります。

以上になります。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 3日間の日程、昨年度は2日間設定して、1日、委嘱状を発行して終わり。それで、業者においては昨年の10月24日かな、入札を多分なされて行政というところでやられた県の数字が昨年の策定計画の委託料というものになったのかなと。

そうしたことを基にしまして12節の委託料、令和7年度について計画の部分、出ていらっしゃるみたいでございます。2年にわたってこれを策定するというのでつくられるということでは聞き及んでおりますが、法の第107条、8条を基にして多分策定しなくてはいけない、義務という立場で策定するんだということは昨年聞いております。た

だ、それを基にして本年度これを策定して、パブリックコメントを基に町としてはどのような策定計画を立てていくのか。また、国が指針として出してる取り組まなくてはならない項目、そういったものもございます。そういった部分を加味すると、今年度の予算、ここで479万円、昨年よりかなり高いものになっております。充実したものにすべきものだと思いますが、どのようにそれは当局としてはつくられる、作成させるようにするのか。また、入札の仕方、昨年度同様の開催にするのかどうか、そういった確認を含めお考えをちょっとお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

社会福祉法の第107条に書いておりますところの例えば高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項とか、あとはあれですね、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項とかそういったものもろのことに关しましては、今回はそういった専門的な業者のほうをお願いして、まずもってアンケートをしたというようなところでございますが、今年度におきましてもそういった入札をしてですね、業者選定をしてやるというようなところを予定しております。それで、今回の令和6年度の結果を基に、そちらのデータを活用して冊子に落とししていくような形になる、計画書に落とししていくような形になりますんで、そういった意味では、入札を行って業者選定を再度行うというような予定で考えております。それと、先ほど申し上げたような社会福祉法等々に基づく部分とかですね、あと、本町におけます各種計画をですね、そちらのほうを連携して取り組んでいくことを目的につくるというような計画でおりますんで、そういった広い視野で捉えていくことが大変今回の計画においては重要なことだと思いますんで、今回のような業者選定を行って、専門的知識を入れて、コンサル等のノウハウを活用して策定していくというようなことで考えております。

それと、地域のことをどのように入れていくかということだったと思いますが、その辺は、先ほどの委員会につきましては3回のスケジュールで行っていきますけど、その間にですね、例えば色麻、清水の旧学校区ごとのですね、住民の聞き取りみたいな形、懇談会という形かは、ちょっとその辺はまだはっきりさせてませんが、それに似たような形で直接的に住民の意見も入れてつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞きますと、地域住民もこの計画は参加して、その方々が中心になって策定するものというのは理解をしております。ただ、その地域課題というのがあると思います。先ほどパブリックコメントももらっているということです。私ども、そのパブリックコメントについては一切公表されておりませんので内容が分かりかねるんですが、そういった地域課題をどのように今回の策定計画に盛り込むのか、また、それを盛り込んだことによってどういった目標設定値をつくっていくの

か、そういったことが今回の計画ではないかなと思われるんですが、そういった部分、具体的な考えを多分お持ちだと思います。それが先ほど言った107条の努力義務というところにつながるのではないかなと思うんですが、そういった点、どうなのか。また、今回つくる上でこのガイドライン、しっかりとしたものにしないと絵に描いた餅ではないかなと思われます。町としての考え、また住民目線の考え、それをどのように整合性を持ってこの策定計画に合わせるのか、そういったことを設計業者にどう伝えながらやられるのか。そういった部分、考えがまだお示しいただいておりませんので、多分ここに載せてるというのは、これからやられるんだと思います。ただ、やる前に計画は多分立てていらっしゃると思いますからそういった点がどうなのか、まず1点、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今回の地域福祉計画の位置づけはですね、うちのほうの色麻町のほうで、町のほうでつくっている例えば高齢者福祉計画であったり、そのほかの障害者計画であったり、そういった計画の1つ上の位置、上位的な計画になりますんで、細かい数値的な目標っていうものはそちらの計画のほうで盛り込んでいたりするものですんで、その辺は、細かい数値的目標っていうところよりも、むしろ色麻町の福祉についてのどっちかっていうと総論的な部分の位置づけになるかなと思っています。そういったところでは、先ほども申し上げましたが、住民の方々の思いとですね、今の考えとかその辺をですね、十分に酌み取って行って計画に落とす、そういった計画に落とす際には、やはり専門的な知識の業者さんを入れて、そういったところでの策定がベストだと思いますんで、そういった意味で進めていくというような考えでおります。

以上になります。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しからば、課長にお尋ねします。その地域計画の優先順位、取り組むべき事項を含め町としての考えをまずお尋ねしておきます。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 町としてのやはり中心となるのは、長期総合計画にある部分が一番上位に来ると思います。そこの先ほど申し上げたほかの計画との間に位置づけますんで、あくまでも長期総合計画における「心身ともに元気で笑顔が絶えない町」の実現に向けてというところを目指して今個々の計画でつくってる部分の間、そういったところをつなぎ合わせていくというような考えでおります。

それで、今回のこの計画におきましては、先ほど申し上げました社会福祉法の部分もありますが、その中にですね、社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項とか、または地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備というようなこともありますんで、そういった本町におけるですね、福祉分野のある程度、

長期総合計画に基づいた目標というような位置づけの計画というふうに考えております。  
以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長から長期総合計画に基づいてその中身に入っていくんだというような答弁をいただきました。しからば、取り組むべき事項の部分について、法の106条の3第1項という項目が、これがあります。内容としましては、包括的な支援体制の整備という部分は、どうしてもこの取り組む事項に係ってくると思われるんですけど、先ほど優先順位というのを聞いた理由としまして、そこが大きいんじゃないかなど。

なぜかといいますと、地域計画課題に対応する重点施策及び施策の体系等の優先順位を明確に図るという文言がございます。この点を当局としてはどのように捉えているのか。あくまでも住民中心の計画ではあります。ただ、つくるのは当局でつくられるわけですから、そういった部分はどうかということでお尋ねしているわけです。そういった考えを明確にちょっと示していただきたいなと思ひまして聞き及んでるんですが、どうなのか。

この後、これを作成して、その後、改定とかしていくわけですから、将来的にはね。そこも加味した中で多分つくられるんだと思われるんで、そこがどうなのか。あくまでも総合計画でいけば協働の中核という言葉につながってくる部分の文言だとも思ひます。その点どうなのか。考えとしてお示しできるのであればお尋ねしたいと思ひます。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 重層的支援体制、その辺の整備というものは、もちろん今回の計画に盛り込んでいかなきゃないということでございますが、そういった意味では再犯防止とかですね、あと成年後見制度の利用促進、または生活困窮者支援ですね、そちらの取組や、ヤングケアラーや引きこもり問題、そういったところをですね、本町の抱える様々な問題があると思ひますんで、そちらも含めてそういったところに対して各分野が連携して一体的に取り組めるようなことを計画に盛り込んでいくというような、そういった考えで策定するものでございまして、取り組むべき順位みたいなものは、こちらが優先的にとかそういったものは特に設けず、そういった今言ったようなことが取りこぼしのないように計画に盛り込んでいくというのが今回の計画の位置づけかなというふうに判断しております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の今の計画ということについて非常に、そうしますと、計画を立てて、今後これを実施する上で、昨年度、機構改革、当局はやられておりますんで、そういった部分の連携の体制づくりとか、それに向けた検討なんかもなされて今回の策定に入るのかなと思われております。そういった部分がどうなのか、そういったお話もいただければ幸いですと思ひますが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 委員おっしゃるところが、そちらも大変重要な部分でありまして、本町におきましては、庁内での連携体制会議みたいなそういった部会をですね、そちらも今の予定ですけど2回ほどは予定しているというような状況でございます。
- 委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 具体的にその2回の中身というのは何なんですか。先ほどの3日間のうちには入っていないと思われるんですけども、それはどうなんですか。
- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 先ほど申しあげました委員のほうの謝礼とは別に、今、庁内というのは、すいません、庁舎内ということでございまして、いわゆる関係職員のほうの連携を図って、その計画の進行状況に応じてですね、町のほうの取組をその計画に重ねていくというような形で考えておりまして、町としての取組をもちろんその計画に盛り込んでいくわけですので、そういったところの整合性を図りながらということでそういった部会のほうも行っていく予定でございます。
- 委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
じゃあ進みます。
- 54ページ、2目老人福祉費。3番佐藤 忍委員。
- 委員（佐藤 忍君） 2目の老人福祉費の中の高齢者等のタクシー利用助成事業ですが、これと一緒にですね、7目の障害者福祉費の中にも高齢者等タクシー利用助成事業が入っております。前年度、この予算額が480万円でしたが、これが240万円ずつ高齢者分と障害者分に振り分けたという形になってますが、実質この2目のほうの高齢者分、これは要するに半分になったということですよ。そうすると、この半分の予算で十分サービスが行き渡るのかなというところをお聞きいたします。
- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。
- 前年度はですね、対象者のほうを割り出して算出していたということでございますが、実際のところ75歳以上の人口が、令和6年の3月末時点でございますが、そのときに1,181人いらっしゃいました。それで、その中で免許保有者数で75歳以上は562名いましたんで、75歳以上で免許を有していない方ということであればおよそ600人ぐらいかなというところで捉えておりまして、その分の3分の1ほどは、さらに独り暮らしであったり、75歳以上の方で構成される世帯であったり、そういったところの条件を満たす人ということで200名を見込んでおりました。そこら辺で考えており、前は少し人数が予算上は多かったんですが、今回ですね、ここ4年ですね、そういったタクシー助成券、出してあります。その金額を見るとですね、大体5年度においては、助成額としては92万5,580円ということでそういった実績があります。その段階が、今年度はちょっとまだあれですけど、ちょっと年齢層を下げましたが、それほど大幅に交付者が増えているわけではございません。1月までの実績で交付者が68名というような状況で、前年度の

先ほど申し上げた助成額においては交付者が57ということで、およそ10名ぐらい増えているぐらいでございます。そういったところから予算上は現実に見合った数字というかですね、今までの実績を基に今年度は割り出しているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 3番佐藤 忍委員。

○委員（佐藤 忍君） ではですね、要するに障害者分については実績がない状況ですね、今現在ね。そうしたことを考えますと、これは別々にしないで、高齢者等タクシー利用助成事業として480万円を計上して同じ場所から両方に支出できるような形のほうが、利用者も、それから出す側のほうも都合がいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 予算上はですね、あくまでも今回は障害者に対する部分でありますんで、障害福祉費のほうで計上させてもらっているというような状況でございます。利用助成事業の要綱等に関しましては、高齢者等タクシー利用助成事業ということになってまして、その等の部分って何だということまで以前からいろいろ御質問を受けておりましたが、そういったところに今回はかねてからですね、ちょっと検討しておりました障害者の部分を加えて事業を行っていくというようなものでございまして、予算上はあくまでも障害者に関する部分でありますんで、障害福祉費のほうに置かせてもらっているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 報償費で敬老祝金217万1,000円と敬老会関係報償費296万3,000円なんですけど、今年はどういう催し、どういう企画でやるものか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

敬老祝金に関しましては、従来どおりですね、90歳を迎えられた方には祝い金と花束、それと95歳の方は花束のみですね、そして100歳の方は20万円の祝い金と花束、それと100歳以上は花束というようなことで例年どおりを想定しております。

敬老会関係報償費におきましても、従来どおり77歳以上の方に記念品を差し上げるといような考えでございまして、77歳、80歳、88歳の節目の年の方に関しては、何かほかのものもつけてといようなことで考えております。

○委員長（小松栄喜君） 11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 分かりました。実際、去年ですね、対象者、80歳、77歳ということなんですけど、何人ぐらい出席したものかなど。聞くところによるとあまり出席者が少ないような、行っても面白くないから行かなくなったという話をね、伝わってきたもんですから、この敬老祝金、今言った90歳、95歳、もういいんですが、今回100歳が何人なのか、95歳、90歳、そういう根拠があって217万1,000円だと思いますけれども、長寿社

会に向かっておりますので、この敬老祝金がどんどん増えていくんだらうなと思いながら、今質問をさせていただいてるんですが、その敬老会の催しの仕方を今年はどういうふうな催物をするのかと。去年、さっきも言いましたように、面白くないから行かないんだという話をちょっと聞いたもんですから、今年の企画はどういうものなのかなということでもちょっとお聞きしたかったなということで。議題外になりますか、局長。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今年度からですね、節目の年の方ですね、77歳、80歳、88歳の方を御招待して行っております。その理由といたしましては、季節的なものですね、かなりまだ9月の半ばあたりだと暑いものですから、そういったところでエアコンの効いている場所、そういったことを開催できるのは、本町においては改善センターという場所しかなかったんで、そこで開催するというようなことを6年度から行っております。7年度におきましてもそういった同様の形で行おうというふうに予定はしております。

以上になります。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 敬老関係報償費のですね、296万3,000円なんですけども、これはどういった報償関係を予定しているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 現時点において想定しているのは、77歳以上の方におきましてはエゴマ油とですね、あとは77歳、80歳、88歳は、先ほども申し上げましたが、今年、6年度で言えばタオルセットなりをつけましたが、あとは、80歳は座布団、そういったところを想定しているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 6年度のことを聞いたら止められると思うんですけども、やはりですね、敬老会に来られた方ですね、この報償費、楽しみにしている方もいるようでございますので、それを考えた上でプレゼントをしていただきたいと思いますと思いますが、それについて再度お聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） ちょっと昨年も申し上げましたが、町の特産物であり、そういった健康にもいいというふう言われているエゴマ油を用意させていただいたところでございますが、今、委員おっしゃったようなことも踏まえてですね、その辺は検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 簡単にお尋ねいたします。需用費でございます。

この中に食料費6万6,000円という項目が載っております。昨年21万円という項目でございました。昨年においては、これは敬老会関係のお茶、紅白まんじゅう、約350名

分ということで聞き及んでいる内容だったと思われます。今年度においてはこういった内容のものなのかをお尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

令和6年度において、先ほど申し上げたように、敬老会へ参加いただく節目の年齢の方々にしたというような状況でございまして、当初の予定では、従来、町民体育館のほうで行っていたような規模の想定しておりましたんで21万円というような金額を計上しておりました。しかし、今年度においては、6年度と同様にですね、ある程度この節目の方に限ってですね、招待し、開催するというような状況でありますんで、人数的には130名を見込みまして、その130名の方に、今年度、実際6年度にはどら焼きのセットを差し上げましたんで、その金額で計上しております。それとお茶をですね、計上しているというような状況で、130名分ということで6万6,000円、そういった数字で今回は需用費を計上しております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の答弁ですと、節目の方、77歳とか80歳、85歳という方になるのかなと思われま。ただね、これについてコロナのときにたしか縮小して、その前は皆さんを、77歳以上をお呼びしていた事業だと思われま。敬老会という事業自体の本質を考えると、節目のやり方というのはいかなるものか。町としてその根拠、節目でやらなくてはいけないという理由は何なのか、今回において。その意図が分かりかねるんで、そこはどうなのかをお尋ねしておきたいと思いま。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 従来のようにですね、大勢の方をお招きして開催できればそれは一番いいことだと思いますが、昨今コロナのような感染症もはやっておりますし、本町におきましてはやはり暑さ対策、そちらのほうも課題になっております。実際のところは、前、町民体育館で行ったときとかは、ちょっと体調を崩される方もいらっしゃったというような状況なんで、そういったところから見て、新たに77歳を迎えられた方には、今回はお越しいただきたいというところと、それと、あと節目の年の方もですね、お招きして開催したいというようなそういう思いから、今回は6年度から規模を縮小して行っているというような状況でございま。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 老いを敬うと書いてございましてね、77歳以上、全てだと私は思っております。自己の主張はしません。町の事業としてその敬老会という事業的な部分の考え方、やっぱり町民全体に裨益になるというのが前提だと、事業だと思っております。それを一部の特定に偏るといふ事業の在り方に対しての考えがどうなのか。果たして適正なのか。適正というんであれば何をもって適正なのか、その根拠をいま一度お尋ねしておきたい。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 先ほどから申し上げておりますが、そういった開催できる状況の部分の問題点も抱えておりますので、ちょっと適正かと言われると、そこはいろいろ考えていかなきゃいけない部分はあるかなと思いますが、7年度においては、ちょっとそういった6年度同様の開催として今のところは考えているという状況です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） であれば、考え方を根本的に変えられるという考えはないのでしょうか。要は全員に対して裨益になる対策、事業という考えはお持ちでないのか。どうしてもそこに固執する当局の考えがあるんでしょうけども、あくまでも全体に対して平等に裨益になるということが事業だと思っております。そういった点についてどうなのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） そういった観点から申し上げますと、例えばですね、行政区において開催してもらおうとか、そういったところの、あと、ある程度、地域の人たち、参加もできるかなというところもありますが、そういったところになると、いろいろ関係機関の方々との協議等も今後必要になってきますので、そういったところも進めていながらそういった敬老会としてのですね、長寿を敬うというようなところでの考えをきちんとできるような形でやっていきたいというふうには思っております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 何か曖昧模糊な答弁なんですけどもね、要は、先ほど課長が言われたコロナとかそういった部分があるんで節目の方しかお呼びしません。じゃあ節目の方がコロナの部分に対しての対策ができると当局は言い切れる根拠って何なんですか。お尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 人数がある程度限られていれば、感染対策等も整えてやることのできるかなというふうに考えております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 町民体育館でやられるのか改善センターでやられるのか、私は分かりかねるんですけども、そういった部分を考えて換気できる場所であれば対応できるのではないかなと。例えば150人の方には対応できるけど、それ以上の方にはできないというような答弁にも聞き及びます。そういった部分の考え、どうなのか、対策をしっかり立てて事業を立てられていると思うんですから、そういった考えを明確に示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） まずは感染もそうなんですけども、一番は暑さ対策なんです。

大体1,200人ぐらい対象者がいる中で、体育館でやったときは300人くらい来てもらったと。昨今ですね、9月の15日前後の暑さが、昔でいうとこの8月の暑さなんですね。そういう中で、冷房も入らない中で77歳以上の人たちを集めてイベントをするということが、すごくリスクがあるというところを町としては考えていると。冷房の入る改善センターの大ホールでできる人数ということを考えてときに、この節目の人たちにじゃあ来ていただいてやりましょうというのが6年度、今年度の事業でした。

今、課長からも答弁したように、みんなに平等に恩恵あるような会にするのであれば、地区で開催してもらおうというような方向にならざるを得ないだろうと。場所がないんですから。1,000人入れる場所、色麻にないです。500人入れる場所もないです。300人入って冷房が効いた場所もないです。せいぜい余裕を持って150人くらい、大きく見積もっても200人までだったら改善センターではできるだろうということで6年度から始めたと。今後ね、どういうふうにしていくかっていうことは、これはこれからの課題になると思います。今までそうしてきたけども、コロナ中は開催しないで6年度に再開したときにそのような方向でやったということで、まず7年度もその方向でやろうというのが今回の予算です。それ以降のことについては、これからの課題だということで捉えていただければいいのではないかというふうに思います。（「はい、了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君） ほかに2目老人福祉費、ありませんか。（「なし」の声あり）  
次に進みます。

3目国民健康保険対策費。（「なし」の声あり）

4目国民年金費。（「なし」の声あり）

56ページ行きます。

5目心身障害者医療対策費。7番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君） 9節の扶助費がありますけれども、心身障害者医療補助費ということでございますが、この中身をちょっとお知らせください。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

身体障害者手帳をお持ちであって、その手帳がですね、1級、2級または3級の内部障害をお持ちの方がこちらのほうの対象になるということでございます。

○委員長（小松栄喜君） 7番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君） 障害者手帳で2級から3級までの方という話ですけども、この中には、そうするとひきこもりとかというような方は、対象にはならないんですね。ひきこもりの原因というんですか、8割が精神障害になってるという話なんですけども、ひきこもりなもんだから多分に手帳とか何かの取得というのは難しいと思うんですが、その辺、今後どのような対応をなされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） あくまでも身体障害者手帳の扱いでございますので、ひきこもりだからといってその対象になるわけではござい

せんので、ちょっと今後、関係等の対象にはならないというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） ほかに心身障害者医療対策費、ありませんか。（「なし」の声あり）

次に進みます。

6目高齢者等緊急通報システム対策費。（「なし」の声あり）

7目障害者福祉費。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 18節の負担金補助金及び交付金の中の障害者分のタクシー利用助成事業240万円、今年度、7年度、初めて計上されました。障害者関係のですね、タクシー利用の提案等々は、一番最初に白井委員が何度も提案しまして、私もしまして、最近では工藤委員もしてまして、こういったですね、予算措置されたことはうれしく思いますが、この交付条件等々をまずお聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） こちらのタクシー助成券の障害者分についての規定ということでございますが、身体障害者手帳をお持ちの方で、まずもって障害程度区分が1種1級または1種2級に該当し、障害区分が上肢、下肢、体幹、移動機能障害単独で1級または2級に該当する方というのが1つ、それと、身体障害者手帳の障害区分が、腎臓、呼吸器、心臓障害単独で1種1級に該当する方、それともう1つが、身体障害者手帳の障害区分が視覚で1種1級または1種2級に該当する方、それと精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方、それと療育手帳Aに該当する方、そちらを想定しております。

○委員長（小松栄喜君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） ありがとうございます。あと、対象者、人数は現時点で何人ぐらいいるのかというと、これは子供もいわゆる条件に当てはまれば利用できるのかというのをまずお聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 今申しあげました5つの項目で該当する方、約140名を想定しております。それで、中にはお子さんもいらっしゃるかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） この事業が始まりますと、ほとんどの方が分からないと思うんですけども、このお知らせ等々はどのようにするのかお聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） こちらのほうは、広報またはホームページ等々で周知していきたいというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 有線放送ではやらないということによろしいでしょうか。

- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） そちらは今後検討させていただきたいと思います。
- 委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
次に進みます。  
58ページ。  
8 目後期高齢者医療対策費。（「なし」の声あり）  
2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費。3 番佐藤 忍委員。
- 委員（佐藤 忍君） 12節の委託料ですが、この中に広域入所委託料がございますが、この委託契約、結んでいる件数と、それから入所者の人数というのを教えていただきたいと思います。
- 委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。  
入所児童でございますけれども、令和7年度、保育所で3人、それから幼稚園で13人、合計16名を予定しております。はい。今回の施設でございますけれども、保育所が2か所、それから幼稚園が1か所、この合計3か所になります。
- 委員長（小松栄喜君） 3番佐藤 忍委員。
- 委員（佐藤 忍君） 前年度まで若干減少傾向で予算が来たんですけども、今年度、結構減額になってますよね。750万円ぐらい減額になってますが、それは、前年度よりも随分委託する場所も人数も減ったという考えでよろしいのでしょうか。
- 委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。  
保育所の人数につきましては、昨年度、令和6年度につきましては3名でございましたので変わってございません。幼稚園につきましては、6年度でございますが17名おりましたので、17名から13名というふうに変っております。あと、施設のほうについては、小規模保育所が令和6年度、1人ございましたので、その1か所が増えている。それが、今回、令和7年度については減ったというふうになっています。ですので保育所が2つ、幼稚園が1つ、小規模保育所が1つということで、令和6年度についてはそういった形になっております。
- 委員長（小松栄喜君） 3番佐藤 忍委員。
- 委員（佐藤 忍君） その減った数で大体750万円ぐらい減るというお答えですね。それでは、この1,494万4,000円というのは、実施要綱の実施経費という中身の金額でということよろしいですか。
- 委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。  
実施経費といいますか、国で定めている公定価格に応じたの給付というふうになります。ですので、国で定めている公定価格に人数等々、年齢等々に変わりますけれども、

そちらに乗じての計算をさせていただいているというふうになります。これについては、国・県からももちろん給付されておりますので交付金を差し引いていくというふうになりますが、国と県と町の分の負担を合わせまして施設のほうに給付費として支払っていくというふうな形になります。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにございませんか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 何点か御質問したいと思います。

まず初めに、1節の報酬及び8節の旅費、こちらに子ども・子育て会議委員の報酬及び旅費という費用弁償的な部分、あります。町の設置条例等にもここは係ってくるものですからちょっとお尋ねしておきたいと思います。昨年、4日間を設定して実質何日やったか分かりかねるんですけども、今年度はそれを基にして多分3日間になされたのかどうか、まずその点をお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

令和6年度につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定の年でございましたので4回ほど開催をさせていただいております。その策定が令和6年度で終了しますので、令和7年度につきましては例年どおりの3回の会議を予定しております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） その点については了解いたしました。

7節の報償費でございます。子育て支援出産祝金なるものが171万円かな、今回計上している。昨年は載っていなかったと思われまして。これについても支給条例というのが多分町が平成28年から施行して、令和6年に改正して出し直している内容かなとは思われるんですけども、今回ここに改めて出された根拠は何なのか、まずその点からお尋ねしていきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

令和6年度につきましては、出産祝金につきましては2節の母子福祉費のほうに入っております。今回、母子福祉費からですね、児童福祉費のほうに改めておりますけれども、ちょっと改めて母子福祉ですね、というところで考えますと、一般的に母子家庭であったり寡婦などの独り親に対しての必要な援助をしていくというところが母子福祉費なのかなというところがございます。そういったところで考えますと、本町の出産祝い金については、出産をお祝いして子供が心身ともに健やかに育つことができるよう支援することによって、子育てに係る経費の軽減と少子化対策、子育て世代の定住促進を図ることを目的としているというふうになってございます。この目的をですね、改めてちょっと確認したときに、独り親だけの支援ではございませんので、母子福祉費のほうから児童福祉費のほうに今回改めさせていただいたところがございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中で

ありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長（小松栄喜君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 続けてやらせていただきます。先ほどの課長の答弁ですと、2節の母子家庭の部分という部分ではないだろうと。町として両親がいても片親でも、それは祝い金として出すべきだということは分かりました。しからば、そういったところで行きますと、支給条例上からいきましてちょっとお尋ねしたいのが、2条の受給資格等、まず1点、資格の条件、また、3条においての出産祝金の額、第1子、第2子、第3子等ございます。その点、どうなっているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

出産祝金の支給条例の第2条でございますが、受給資格等になっております。こちらについては、まず1つが出産した子を養育する父または母のいずれかというふうになります。それから、出産の日の6か月前から出産の日以後、引き続き6か月以上、町内に住所を有し、かつ現に居住している方、それから受給資格を有する父母が町税を完納している方または完納が見込まれる方というふうになります。

出産祝金の額につきましては、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子以降が10万円というふうになります。令和7年度につきましては、第1子がこちらについてはまだ生まれておりませんので、今年度、令和7年度の予算につきましては、令和5年の10月1日から令和6年の9月30日に生まれた方の数で予算を計上しておりますが、第1子の3万円が7人、それから第2子の5万円が8人、第3子以降の10万円が11人ということで22人、合計で171万円の予算を計上しております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今回のこの金額についての内訳、答弁いただきまして、令和5年の3月31日かな、先ほどの見込まれる方、令和5年から令和6年の方というお話をいただきました。ただ、この第2条の2という項目がございます。これをどのように受け止めればよろしいのか。ここには受給対象児童が平成28年4月2日以降に生まれた者とするという文言もございます。これをどのように受け止めればよろしいのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

この出産祝金の支給条例につきましては、平成28年の3月15日に御可決をいただいた条例でございます。第2条の第2項で、今、委員おっしゃった条項が盛り込まれておりますので、こちらについては、その条例が施行日以降で平成28年4月2日以降に生まれた方というふうになってございます。今現在でこれで請求する方というのはもちろんいらっしゃらないわけでございますけれども、条例としてはそのまま残しておいたという形でございますので、今後、その辺につきましては、精査をさせていただきたいなというふうには思っております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長が言われたとおり平成28年、施行はしてます。ただ、こちらで見ますと令和6年4月1日に改正してるわけですよ。このときになぜしなかったのか。条例の策定の在り方についてもちょっと問題視、あるんじゃないかなと思います。祝い金として出すこと、条例の内容について文言を言いたくはございません。ただ、こういう文言を残すと、取る人にとっては分かりかねる部分がございます。ホームページにこれは載ってるわけですよ。見た人があつとなったときにどうなのか、そういったことも加味してやるべきではないかなと思うんですが、いかがですか、そういう点。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

確かに委員おっしゃるとおり、ホームページ等々でもこれは公表をしております。この平成28年4月2日以降に生まれた方というふうになっているということでございますけれども、逆にこれがもしなかったときに、多分ないとは思いますが、この条例がないときに自分がもらってないとか、そういったところでのなる可能性ももちろん含まれているのかなというところもございますので、そういったところで今は残しているというようなことでございます。

ただ、委員からも、今、御指摘もいただきましたので、そういったところも含めて、今後、条例等の内容ですね、改めて検討のほうをさせていただきたいなというふうには思います。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ここで条例の文言についてやり取りはしたくございません。ただ、誰が見ても分かりやすいものにしていただきたいんじゃないかなと思います。あくまで祝い金について質問をしてるものですから、そこが文言的な部分、ちょっと疑問視あつたもので、今、御指摘をさせていただきました。この件について、副町長としての見解がもしあればお尋ねしておきたいと思えます。ない。はい、5番。

しからは19節の扶助費、ここに児童手当が今回ございます。昨年度は8,490万円、今年度、1億2,036万円という計上になっております。この内容について、児童手当のまず内訳をお尋ねしておきたいと思えます。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

児童手当につきましては、御存じのとおり令和6年の10月支給分から制度改正に伴いまして支給額、それから支給対象者の拡大というふうになってございます。そういった中で、今回、児童手当のほうを計算させていただきましたけれども、令和6年の11月分の支給した人数等々で、制度改正後の11月ですね、ということで計算をさせていただいております。この内訳でございますが、ちょっと細かくなります。3歳未満の被用者、第1子、第2子の方が1万5,000円支給されますが、この方が51人の12か月分。それから3歳未満の被用者の第3子の方は3万円になります。21人を予定しております。それから3歳未満の非被用者の第1子、第2子、この方が1万5,000円で11人を予定しております。3歳未満の非被用者の第3子、こちら3万円で2人を予定しております。それから3歳以上の高校卒業前の被用者の第1子、第2子の方、こちらは1万円になります。486人を予定しております。それから3歳以上の高校卒業前の被用者の第3子の方、こちらは3万円で73人を予定しております。3歳以上の高校卒業前の非被用者の第1子、第2子の方、1万円の82人を予定しております。3歳以上の高校卒業前の方で非被用者の第3子の方、こちら3万円というふうになりますので18人を予定しております。合計で744人に支給ということで、今回の予算で1億2,036万円というふうになります。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） かなりの金額でございますんでね、しっかりと努めていただきたいと、支給漏れのないようにしていただきたい。そういった点について、今現状、手当をもらってる方々、児童とか学校に行っている方々は分かってるんですが、その前の先ほど言った生まれたばかりの未就学児の方々を含め、今後の対応についてどのようにそこは努めていくのか、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

生まれたお子さんにつきましては、町民生活課のほうと連携を取りまして出生届時にですね、児童手当のほうの申請書等々を、記載をしていただくというような形で進めておりますので、そういった形で漏れのないように支給のほうを努めてまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに児童福祉総務費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

59ページ、2目母子福祉費。（「なし」の声あり）

3目児童センター費。（「なし」の声あり）

60ページ、4目乳幼児医療対策費。（「なし」の声あり）

5目子育て支援事業費。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 再度お尋ねいたします。7節の報償費でございます。

ここにおいて、要保護児童対策協議会会議委員の謝礼というもので代表者会議及び実

務者会議等が載っております。昨年的人数が代表者10名、実務者が6名でございました。今回2名ずつ増えております。多分、これは設置要綱から来ているのかなと思います。

2名増えている方々というのは、どういった方を、今回、増やす予定でいるのか。まさか町の職員とかそういった方とは言わないでしようから、そういった点、どうなのかをまずお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

まず、代表者会議でございますが、2名増えたということでございます。対象の関係機関につきましては変わりございませんけれども、人権擁護委員が数的にですね、お1人ではなくて2人ということございましたので、この人権擁護委員が1人増えております。それから主任児童委員につきましても、お1人ではなくて2人ということございましたので、この2人が増えてございます。ですので昨年10名でございましたが、今年度につきましては12名というふうになってございます。それから実務者会議でございますが、こちらにつきましても関係機関のほうは増えてございません。ただ、関係機関の中でお2人参加をとということで、北部児童相談所ですね、こちらのほうが1人増えてございます。スーパーバイザーとケースワーカーという2人がいるということで、2人を出席させていただきたいということで2人になっております。それから色麻学園のほうですね、こちらについては前期と後期、教頭先生のほうに参加していただいておりますので、お1人というふうにはちょっとカウントしておりましたけれども、前期・後期の1人増えましたので2名が増えているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞きますと、まず代表者会議につきましては、大変失礼なんですけど、2名増えてる分が、人権擁護関係の方が擁護委員1名を2名でここを増やしたというお話で、実務者会議については、児童福祉関係の部分の北部児童相談所関係で2名増やしたというお話で承ったんですが、そうしますと、別表から追っていくと、人数を足していくと合わなくなってしまうのではないかなと、その辺りがどうなのかと思います。あくまでも先ほど言った擁護委員が2名増やしたと、1名でなくてそこで2名にしたと、代表者会議についても北部児童相談所のほうで2人増やしたというお話です。各项目的には載っておりますのでちょっと答弁としてどうなのか、再度答弁を求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

代表者会議でございますけれども、関係機関につきましては、北部児童相談所がお1人、それからわくわくゆめの樹こども園からお1人、それから北部保健福祉事務所からお1人、それから公立加美病院からお1人、それから仙台法務局古川支局でお1人、町の人権擁護委員、これがお2人ですね、それから主任児童委員が2人、行政区長会で1人、色麻学園で1人、加美警察署で1人、ここまでで12名というふうになります。それ

から実務者会議でございますが、こちらにつきましては北部児童相談所が2人、それからわくわくゆめの樹こども園から1人、北部保健福祉事務所から1人、仙台法務局古川支局から1人、それから色麻学園から2人、加美警察署から1人ということで、合計8人というふうになります。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今の数字でいけば数字は合います。しからば色麻町として多分この中に入っているんじゃないかなと思って話ししてたんですが、そうしますと、組織の第3条という項目及び第74条、5条、6条、7条も加味すると、座長は誰がやるのか。例えば、実務者であれば副町長ということが載っている。そうしたら会議の中にこの方が入っているんじゃないかなと思われるんですよ。それをこういった形で出されると不具合といいますか、どうなのかとちょっと思いまして聞いているんですよ。であれば、その辺りをもう少し考えていただければよろしいんじゃないかなと、分かりやすいものにしていただきたいと思って聞いているんですが、その点、どうなんですか。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

確かに委員おっしゃるとおり、町のほうも代表者会議、それから実務者会議のほうに入っております。代表者会議につきましては町長、それから教育総務課、保健福祉課、子育て支援課ということで代表者会議のほうに入っております。会議を開催して、会長には町長がなっております。報酬につきましては、この町の職員につきましては除かせていただきましたので、12名というふうに計上させていただいております。それから実務者会議につきましても、町の関係ということで副町長、教育総務課、保健福祉課、子育て支援課ということで入っております。そちらにつきましても、町の職員を除きまして8名という形で予算のほうを報酬のほうは計上させていただいているような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞きますと、代表者会議にしても実務者会議にしても、当局はここでカウントはしていないという答弁に聞こえるので、それでよろしいんですね。そうしますと、町でやっている会議というものについて、当局の入っている方を一切カウントしないで全て整合性を持ってやっていくということでこちらは取るしかないわけですよ。これからいろんな部分の案件が出てきますけども、そういった形の整合性でやられて、今回、担当課としてはつくられたということでよろしいんですね。再度答弁を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、基本的には、町の職員につきましては、この報酬等々のほうにはカウントしないというような形での私のほうは計上させていただいているような状況でございます。

- 委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） くどいようですが、当局として全ての項目についてそのような形で課長は取扱いとして受け取っているということで考えればよろしいですか。再度答弁を求めます。
- 委員長（小松栄喜君） 副町長。
- 副町長（鶴谷 康君） そのとおりです。（「了解」の声あり）
- 委員長（小松栄喜君） ほかに子育て支援事業費、ありませんか。（「なし」の声あり）

61ページ行きます。

- 6目放課後児童健全育成事業費。（「なし」の声あり）
- 3項災害救助費 1目災害救助費。（「なし」の声あり）
- 2目災害弔慰金。（「なし」の声あり）
- 3目災害障害見舞金。（「なし」の声あり）
- 4目災害援護貸付金。（「なし」の声あり）
- 5目災害見舞金。（「なし」の声あり）

63ページ。

- 4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費。（「なし」の声あり）

64ページ行きます。

- 2目予防費。7番西村義隆委員。

- 委員（西村義隆君） 7節の報償費、地域自死対策協議会委員謝礼というのがありますがけれども、自死対策対象者っていうんですか、要するに自死の対象者の人は何人くらいが対象になっているのか。委員会で要するに審議をやるわけですがけれども、その審議の中での対象者というのが出てくると思うんです。その対象者というのが、ないの。失礼しました。

- 委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。5番相原和洋委員。

- 委員（相原和洋君） こちらも12節の委託料についてです。第3期健康増進食育推進計画及び第2期の自死対策策定計画等の委託料638万円ついております。この数値というのは、昨年1月16日に入札をした結果の数字ではないかなと思われま。それを基にして第2期の健康の分、第1期の自死分の策定を、今回、しなくてはいけないということで多分なされたのではないかなと。改めてお尋ねしたい。この事業内容というのはどういったものなのかを、まずお尋ねをしておきたいと思ひます。

- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

健康増進法に基づいた健康増進計画、それと食育推進計画、それを一体的に今までもつくってたような状況でございますが、それに併せて、自死対策計画のほうを併せて一体的につくるというような状況でございます。

- 委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

- 委員（相原和洋君） かなり簡単な答弁でありありがとうございますね。しからばですね、これを今回出されたということで、計画して入札する際の条件、どういった条件でなされたのか。当初ちょっと総数を見ますと、かなり5社ばかり来てた中で結局は3社の入札で決められたということで見てるんですが、その入札の条件、あと金額的なもので落札なされたということですのでございますからその内容、どういった提示条件をなされたのかをお尋ねしておきたいと思います。
- 委員長（小松栄喜君） 5番相原委員に申し上げます。今、予算審査でございますので、入札結果については決算。
- 委員（相原和洋君） 昨年の1月16日にぎょうせいさんというところで580万円で落とされてる金額ですよ。これに消費税を足しますと638万円になるのではないかなと思うんです。このことについてお尋ねしてます、私は。だからこれの入札条件どうだったんだということ聞いてるんですよ。
- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。  
今回の入札の仕様といたしましては、健康づくり等に関する情報の収集や現状分析、アンケート調査の実施分析、それと目標等の検証や会議運営支援などそういったところを行って、さらに現行の計画ありますが、そちらのほうの分析等も行って一体的につくるといふのの支援をしていただくというような内容の仕様でございます。
- 委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 今の答弁を聞きますと、じゃあこの前期の前の第2期と第1期の部分について、それを基にして、今回、3期、2期のこのような形でなされたんではないかなと。そうしますとその前の前段、約3年間やられてる内容、どういった検証をなされて今回のこれに当たったのか。課題がどうだったか、多分そういった部分を洗い出しかけてなされていると思うんですよ。そういった部分がどうなのか。今回の数字的にかんがりの金額使っておりますんでね、しっかりとそこは成果が出るものにして事業計画をなされたんだと思います。まず課題はなかったのかどうか、その上で今回の予算措置をどう反映させたのか、お尋ねをしておきます。
- 委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。  
今までの計画といたしましては、健康増進食育推進計画のほうでございますが、そちらのほうでは心の分野、身体活動、運動、それと食育ですね、あとは健診、たばこ、アルコール、あとは歯の関係と、そういったところで行っているというようなところでございます。その辺ですね、健康増進食育アンケートを行って、その辺で、例えば心の部分でいうと、自分から挨拶をする人の割合とかですね、そういったところが指標として設けておまして、そういったところの評価に関しては、アンケートによりますと80%の方ができていてA評価とか、そういったところを持っております。心の分野では、そういったところはできているということではありますが、そのほかにですね、相談相手と

かそういった人がいないかというような質問等も、指標も設けておりました、そういったところではですね、ストレスとかそういったところを感じている方もいらっしゃるということで評価としてはD、AがよくてDがあまりよろしくないんですが、Eまであります。そういったところで様々分析しているような状況でございます。そういったところを今まではですね、ちょっと自前でやってた部分がありますんで、そういったところを今回は委託して、なおかつその辺の分析をさらに専門的な見地から評価をしてもらって、今回の計画のほうに盛り込んでいきたいというふうなそういったところの考えでありますんで、実際、課題としては、ちょっとその評価の仕方の部分でより専門的な知識が今のところ足りてないかなというところがありまして、今度、そういったところを委託業者のほうも含めた上での作成を行っていくというふうなことを考えているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課題ということで御質問させていただいて、課長からの答弁を聞きますと、自主作成をして今までやってきた。ただ、専門的知見からすると足りない部分があるんで委託するための今回の事業措置だというお話で聞き及んではおるんですが、自分たちがアンケート、どれくらいの方に無作為にやられたのか、私は分かりかねるんですよ。その数字が適正かどうかは分かりかねます。さておいていろんな部分、出てきた、基にして、今回そういった方々に投げかけをして作成する。そうすると、その作成するところの意図としての考えが多分お持ちだと思うんですよ。足りない部分をどうしたら底上げできるかという考えなのかなと思うんですけども、そういった部分をどのように伝えながら今回のこの入札というか業者に決めたのか、その決定根拠が金額だけではないと思うんで、もしそこがしっかりとあるんであれば答弁をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） そちらのほうは、入札におきましては、仕様書においてですね、そういった業務の内容についてはお話ししておりますが、これからですね、予算がつけば、そういった中身については、今度、その業者とすり合わせを行って、そういった作成に向けた手順を踏んでいくというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） ほかに予防費ありませんか。（「なし」の声あり）  
進みます。

66ページ。

3目環境衛生費。9番今野公勇委員。

○委員（今野公勇君） 委託料のですね、一般廃棄物最終処分場等水質検査業務委託料について、この最終処分場の場所及びその「等」というのは一体どういうことなのか。

○委員長（小松栄喜君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

最終処分場につきましては、猪小沢の奥のほうにございます最終処分場の水質検査ということでございます。「等」につきましては、最終処分場の入り口のところですね、1軒ございまして、その方の井戸水の水質検査ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） 9番今野公勇委員。

○委員（今野公勇君） そのですね、水質検査を毎年行っているわけですが、その結果報告は御自宅に持ってってやられているのかどうかお聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

検査結果につきましても検査が出次第、その水質検査につきましては報告させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） ほかに環境衛生費、ありませんか。（「なし」の声あり）

4目医療対策患者送迎費。（「なし」の声あり）

5目保健福祉センター管理費。（「なし」の声あり）

68ページ行きます。

6目地域活動支援センター費。（「なし」の声あり）

7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費。（「なし」の声あり）

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業。（「なし」の声あり）

2項清掃費 1目塵芥処理費。（「なし」の声あり）

2目し尿処理費。（「なし」の声あり）

69ページ行きます。

3項下水道費 1目下水道事業費。（「なし」の声あり）

5款労働費 1項労働諸費 1目労働諸費。（「なし」の声あり）

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費。（「なし」の声あり）

70ページ行きます。

2目農業総務費。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ここで2節の給料についてお尋ねをしたいと思います。

今回、一般職員の給料8名ということで計上なされております。一昨年については9名、またさらにその前の年は10名という経緯で来ております。機構改革後、配置の適正化等々を踏まえますと、かなり事業のボリュームが多いところがございますので、これから入るところは、そういったところで適正に対応できるということでの人員適正化という配置なのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、農林課の職員数についてでございますが、今年度の機構改革によって昨年の9名から8名になったということでございますが、その機構改革をしたときにですね、事務の事業も見直しまして、前の産業振興課のときは商工観光も入っておりましたのでそれぐらいの人数が必要だったんですけども、機構改革によって商工観光の事業が地域振興課のほうに移動しましたので、その分の職員の減ということで御理解をいただければと思います。

以上です。（「了解しました」の声あり）

- 委員長（小松栄喜君） ほかに農業総務費、ありませんか。（「なし」の声あり）  
暫時休憩をします。

午後1時30分まで休憩したいと思います。

午前11時50分 休憩

午後 1時34分 再開

- 委員長（小松栄喜君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、予算審査を続けます。

第6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費。8番小川一男委員。

- 委員（小川一男君） 72ページで、ここにですね、バイオマス産業都市推進協議会、所属しているので会費等払っていると思われませんが、そこでですね、色麻町のバイオマス産業都市推進の現状はどのようになっているか、説明を求めます。

- 委員長（小松栄喜君） 農林課長。

- 農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

バイオマス産業都市推進協議会ということで、町の今の現状ということでございますが、バイオマス産業都市については、平成29年度に町として認定を受けております。内容のほうは委員御了承かと思うんですが、町内の鶏ふんを主体とした家畜排せつ物をですね、バイオマス資源として利用ということで平成29年度に認定を受けたわけでございますが、実際、鶏ふんを排出しておりました企業がですね、その29年度認定を受けた業者とは、今現在違うような状況でございますが、今の時点では、なかなかこのバイオマス資源を活用した再生可能エネルギーに向けての取組については、現在、あまり進んでいないというのが現状でございます。

- 委員長（小松栄喜君） 8番小川一男委員。

- 委員（小川一男君） ただいま担当課長から29年の指定によって一応動き出した経緯はあるんですが、現状を見ますとまだまだ体制はなっていない、さらに今後もすぐ進むような状況ではないという理解でよろしいのかどうか。

実はですね、これバイオマスの関係で色麻町でもいろいろ我々も勉強したりなんかした経緯があるんですよ。それが空中分解でこのような状況になっているので、ただです

ね、ただいま説明ありましたが、曖昧な企業とやってめちゃくちゃな計画、事業ではまずいで、なお今後ですね、やる場合ですね、慎重に対応すべきではないかなと思うんですが、今後の見通しについて説明を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

今、小川委員おっしゃったようにですね、今後、バイオマスを進めていく上では、きちんと連携を取った上で進めていくように今後取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。2番高森すみえ委員。

○委員（高森すみえ君） 3目の農業振興費1節報酬について伺います。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬についてなんですけれども、去年、おとし、3年、このままの金額で推移しておりました。鳥獣対策におけるこの方々のこれからのいろんな役割というものは、どんどん大きくなっていくものと思われるのですが、以後もこのような金額とする予定なんですか。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬ということで、隊長が2万円、副隊長1万7,000円、隊員の方が1万4,000円ということで、21名の、現在、隊員の方が活動しております。令和7年度からですね、21名となります。今、高森委員おっしゃったようにですね、実施隊の方々、有害鳥獣に関しては大分お力添えをいただいている状況であります。現時点では、先ほど申し上げた金額の中で活動のほうをですね、お願いしたいというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 2番高森すみえ委員。

○委員（高森すみえ君） 先ほども述べましたが、今後、こういった方々の果たす役割はとて大きくて、市街地での銃の使用がどうなるかとかいろいろな面で実施隊の方々の出る幕も多くなると思いますし、ましてや銃を持っているということは、警察官と同じような危険性を伴うものと思われまので、以前、同じような質問をしたときに、一応職員の条例の中で金額が決まっているというようなお答えを伺ったと思いましたが、そういった意味でとても危険を伴うお仕事に関しては、何らかの処遇というかそうしたものを今後求めますが、そうしたことは、お考えはないでしょうか。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

実施隊の方の活動ですね、確かにそういった危険を伴う業務というのは重々承知してございます。ただ、この実施隊員になることによって優遇される制度もございます。例えば銃刀法の所持許可の更新の際にですね、技能講習等が免除されるというような制度、あと狩猟税の免除というような対応もございますので、現時点では、このような先ほど申し上げた報酬の中で対応していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 2番高森すみえ委員。

○委員（高森すみえ君） いろいろな優遇措置があることは理解いたしました。ずっと申し上げてるように出勤回数、今後、増えていくかもしれません。そうした中で、出勤するごとに回数なんかの配慮というのも、今後、検討いただけたらと思いますが、そういうお考えはないでしょうか。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

報酬につきましては、先ほど申しあげました隊長、副隊長、隊員というような報酬額になっておりまして、旅費のほう、費用弁償のほうでですね、あくまでも会議だったり勉強会に出席した場合にはですね、その都度お支払いするような体制を整えてございます。

○委員長（小松栄喜君） 2番高森すみえ委員。

○委員（高森すみえ君） 了解しました。すいません。

○委員長（小松栄喜君） ほかに3項農業振興費、ありませんか。11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 72ページのですよね、狩猟免許取得等助成事業44万2,000円、何名の方が、今度、受けられるのかお願いします。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

狩猟免許取得等なのです、助成ということで44万2,000円計上してございます。その内訳ということで申し上げます。わな猟の新規ということで3名を見込んでございます。わな猟の更新する方については7名の方が実際ございます。あと狩猟ですね、銃のほうの免許ですが、新規の方が1名、更新の方が4名ということで、令和7年度ですね、免許の助成のほうを見込んでございます。

○委員長（小松栄喜君） 11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 今、私は銃のほうをね、関心があるんですが、今言った、今度、新たに1名が取得をすると、それで4名が今度更新だということで、今現在、今年1名プラスになって5名の方が銃の資格を持つことができるというふうに理解すればいいんですか。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

更新の方が4名というのは、もう今、銃の資格を持っている方なんです、新規の方については、まだ今時点ではありませんけれども、1名を予算化したということで御理解していただければなと思います。

○委員長（小松栄喜君） 11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 5名となれば、今現在、雪も解けないうちから、イノシシが冬眠しないもんですから、わなの方も3名、更新が7名ということなんです、なかなか私から見て、私は平沢地区なんです、ちょっと、こういう方々が資格は持ってるんです

けども、私から見ると効果がいまいちなのかなというふうな、資格を取っている方がいるにもかかわらずイノシシがそれ以上に多くなってきているということもあるんだろうけども、特に本当にこのイノシシ、熊、要するに何とかね、撲滅までは至らなくても、どんどん豚と同じで一回に4頭も5頭も繁殖しますので、とてもかなわないんじゃないかなというふうなことをいつも感じているもんですから、何とかこの担当課長として、資格を取った者が、なかなかイノシシが捕れてないような感じもするんですが、今、年間、捕獲じゃねえんだな、わななりおりなりで、どれぐらいのイノシシを成果を挙げているのか、あと熊もどれぐらいなのか、参考的にお聞きしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まずは捕獲状況を申し上げたいと思います。令和6年度につきましては、熊については、捕獲のほうはゼロでございます。イノシシについては、51頭ほど捕獲のほうはしてございます、令和6年度におきまして。令和5年度においては、熊で4頭ほどの捕獲でございます。イノシシについては35頭ということで、イノシシについては令和5年度と比較しますと、6年度51頭ということで若干増加しているというような状況でございます。あと、現在13人の方が銃の免許を持ってございます。わなについては19名の方がわなの資格を持っておりまして、有害鳥獣の活動に尽力をいただいているというような状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 18節、このキュアリング施設維持管理13万1,000円。調べてみたら、これは皮を保存するために、保存して要するに加工する前の段階で、保存するために処理をさす施設というようなふうに調べてみますとあったようなんですけども、まずこういうものに、負担金ということは、これを利用するなりなんなりそういう方がいらっしゃるから負担をしているんだというふうに理解するんですけども、実際どういう内容でこの負担金を出しているのか、その内容をちょっと確認したいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

キュアリング施設維持管理負担金でございますが、J A加美よつば管内でですね、令和6年度からサツマイモの産地化に向けまして、現在、作付推進を行っている状況でございます。このサツマイモについては県の振興作物にもしておりまして、本町におきましても振興作物に追加しまして、現在、推進しているところでございます。令和6年度においては町内の4法人がですね、栽培に取り組んでおりまして、作付面積も85アールという状況となっております。そうした中でJ A加美よつばでは、サツマイモの、先ほど工藤委員おっしゃったとおりですね、加工する前にコルク層をまずキュアリングするというような内容のですね、施設を整備いたしました。それは、サツマイモの長期保管による有利販売を目的としてですね、キュアリング施設の整備をJ A加美よつばで行いまして、その維持管理の中でですね、1キロ当たり38.5円の施設料がかかります。生

産者の負担軽減と、今後、栽培を推進するためにですね、施設の維持管理の一部負担ということで、1キロ当たり町として16.5円をまず負担するというところで令和7年度に計上した次第でございます。令和7年度の収量の予定としましては、7.9トン分に対する負担ということで予算計上をした次第でございます。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） なるほど。令和6年も確かにあったんですけども、聞いてみればなるほどなと思います。分かりました。4名の方が85アールの作付をしてその処理をやっていると。そのためのキロ当たり16.5円ですか、それに生産量を掛けてその分を町で負担金として出しているんだよという答弁ですよ。

この施設は色麻町にあるんでしょうか。それとも加美町なのか。加美よつばのどの部分でその処理をしているのか。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

このキュアリング施設ですね、JA加美よつばさんの旧鳴瀬倉庫のほうにですね、昨年度、新設いたしました。

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 何点か簡単に質問をさせてください。

1節の報酬、先ほど2番議員が言っておりました鳥獣被害対策隊員の報酬、まずこの件について総計21名、この中に役場の職員等が入っているのかどうか、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

職員は2人ほど入っております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） そうしますと21名のうち2名が役場の職員、行政マンということで、しからば、そうしますと先ほど子育て課の課長の答弁にありました報酬の件にリンクしますと、この予算措置の在り方について適正かどうか、副町長は適正という話をさっきしてましたんで、どちらが適正なのかちょっと分かりかねるんですが、こういう予算措置でよろしいのかどうか、再度答弁を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 先ほどですね、職員は入っていない項目もあるよと、今回は入っているよと。この場合は、例えば消防、役場班の職員もいるんですけど、そちらも報酬、支払っています。業務としてそれに当たる場合は、支出はしませんが、業務ではなくてそれ以外の部分ということになると、こういうところからの支出はあるということになります。

例えば消防団員というちょっと感覚で捉えてもらおうと分かりやすいと思うんですけども、この鳥獣被害対策実施隊についても本当に緊急のときに活躍していただくという

ことで、職員であってもそういう部分の報酬だったり費用弁償だったり支出する場合もあるということで御理解賜れればと思います。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、副町長の答弁、あくまでも業務上の観点からを考えてというお話でいただきました。私どもは、その観点よりもこの報酬という節の観点で物を考えるものですから、その辺りはどうなのかと。節としてここに予算措置してるわけですから、その観点がどうなのかと、業務内容がここに載ってるわけじゃないんで分かりかねます。そういった部分についてどうなのか、もう少し分かりやすくじゃあ載せていただいてもよろしいのではないかなと。載せられない。なるほどね。じゃああくまでも判断としては、一々これは確認しないと分からないということでよろしいんですね。答弁を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 予算の説明資料を全部出せみたいな話ですよ、今のはここに。そこまで書いたら多分ペーパーレスになっからいいって言われればそれまでなんですけれども、そこまでの資料を出している自治体って多分ないと思うんですね。経験的にその辺はもう皆さんベテランですし、体感的に分かるのではないかとこの部分もあります。何度も説明しているんですけども、一方では、職員であろうが何であろうが人数分、まず予算化せいやと。あと辞退するなり、職員で業務として行くから出さないでっていう方法も考え方としてはあると思うんですね。どっちが正しいかということになると、どっちも正しいっちゃ正しいと思うんです。

例えば人数分、全部予算化しちゃって決算のときに辞退されたとか、職員だから出さないよとかということになりますと、相原委員が言うように、要綱だったりで決めた人数がここで分かると。それがいいんだっていうことになれば、これからそのような予算の置き方もすることは可能なんですね。ただ、歴史的にそうしてっともあったりそうじゃないところもあったりする。

例えば、防災計画なんかはですね、防災委員ですか、そういうところは本当にほとんど行政の方、あとは電力さんだったりとかN T Tさんだったりとかそういう人が二十何人もメンバーとしているんですけども、実際、予算化してんのは数名分しか予算化しなかったりっていう、それは伝統的にN T Tさんだったり電力さんも辞退してくれるんですね。そういうことがあったりするんで、もう最初から置かなかつたりする場合もあるんですね。もう統一的に人数が分かるように一旦予算を置いたほうがいいんでねえかという意見があれば、8年度以降はね、そのような予算の置き方をしても一向に構わなかなとは思いうんですけども、その辺はですね、何ていうんですかね、読み上手になっていただければいいのかなという、ちょっと勝手なこっちの言い分で申し訳ないんですけども、そのような置き方をしていると。

ですから午前中、私は全部そうしてるっていう話をしましたが、もしかしたら違く人数分置いてっともこれから後ろで出てくるかもしれませんが、私が財政してた

あたりは、一般的な思いとすれば、確実に払う分だけ予算化しましょうという考えもあったんですね。相原委員が言うように、決められた人数が分かるように予算は人数分置くのが筋だろうと、全くそれも正しい御意見だと思うんですけども、そのような方法もあるということで、この辺はですね、7年度中に財政のほうで検討していただくように私のほうからちょっと指示をします。どうなったかというのをこういう審査の前に皆さんにお知らせできるように、そのような方向で行きますので、今言ったように職員の分は抜いているところもあるし、これは、職員とはいうものの、業務と関係のない部分での報酬ということで、基本的に営利企業の従事の許可とかですね、そういうのを出してれば、報酬だったり費用弁償を受け取ることができる。消防については、条例か何かでうたってんのかどうかちょっと記憶にないんですけども、消防はたしか何かで決めてるのでそういうことをしてないんですけども、そういうことでここに職員の分も入っている場合もあるし、先ほど午前中の段階で入れてないという部分もあるということで、大変統一性という部分では、すごく混乱を皆さんにかけているという部分がもしかしたらあるのかもしれませんが、今、申し上げたようにですね、7年中にちょっと意見をまとめさせていただきたいなというふうに思います。すいません。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、副町長の答弁を聞いて、なるほどなという部分は分かります。ただ、あくまでも物を判断する際に町においての条例、規約、規則、それを基にして事業をつくられているところちは認識しております。ですからそれを基にして照らし合わせて合わないんじゃないかと、合うじゃないかということをお話してるんですよ。こっちが正しいとか正しくないとか、私、言いたいんじゃないかと、どこに軸を置いてやられてんのかということでお尋ねした形ですから、その点だけ御理解の上、先ほどの課題を対応していただきたいと、この件については思います。

続きまして、18節の補助金についてでございます。

こちらにつきまして、園芸特産重点強化整備事業なるものがございます。本年度、180万7,000円、昨年度より48万9,000円、約50万円増加しております。財政の厳しい中で増加をする根拠が多分あると思われまして、今年度、この整備事業の具体的な中身、増加をする理由を含めお尋ねをしたいと思っております。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

園芸特産重点強化整備事業ですが、この事業はですね、県の事業をまず活用しております。事業主体は農協さんになります。昨年度はですね、パイプハウス1棟、ネギ管理機、ネギのですね、葉を切る機械1台ということで計上させていただきました。今年度につきましては、ネギの収穫機1台ということで、昨年度よりも対象事業費が増加したことによりまして事業費が増額したということでございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 県の補助金を利用してJAというよりもネギ、特産品、町の、そ

の部分について昨年、本年もこれの収穫機を見込んでますということでございます。しからばそれを見込んだ上で、昨年と比べてどの程度の収穫量、またその効果を考えていらっしゃるのか。もしあるのであれば答弁を求めたいと思うんですが。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

昨年、ハウス、あと管理機等々の導入をしたことによってどのぐらい収量が増加したかということですが、今の時点でどのぐらい収量が増えたかというのは、ちょっと把握はしてはいないんですが、この事業を活用することによって栽培者の農業者の方々がですね、効率的な園芸栽培ができるものというふうには考えてございます。

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

4目畜産業費。9番今野公勇委員。

○委員（今野公勇君） 補助金でですね、町優良肉用牛基礎牝牛保留奨励事業並びに町素牛導入助成事業、これのですね、20万円、335万円の積算根拠をお願いします。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、1点目のですね、優良肉用牛基礎牝牛保留奨励事業ですが、令和7年度につきましては、購入額が50万円以上の場合ですね、1頭当たり4万円の奨励金を見込んでおまして、5頭分ということで20万円の計上といたしております。

あと、2点目のですね、素牛導入助成事業でございます。こちら施政方針でも御説明したとおりですね、令和7年度から乳用牛も対象といたした次第でございます。内容につきましては、現行の助成制度につきましては、肉用牛をベースに導入助成を行っておりました。繁殖及び肥育の素牛の導入経費の一部助成ということで実施しておまして、令和元年度当時ですね、子牛市場、大分高値で74万円ほどの導入金額でございましたが、昨今の子牛価格の下落によりまして平均価格が57万円ほどになっているというような状況から制度の見直しをした次第でございます。金額のですね、内容につきましては、繁殖の素牛助成につきましては1頭当たり一律5万円、肥育素牛については1頭2万円にですね、町内産の子牛を導入して肥育素牛とした場合に4万円を追加しまして1頭当たり6万円、これにですね、令和7年度から乳用牛の導入をした場合、1頭当たり導入経費が30万円以上の素牛を導入した場合、北海道からの導入の場合、1頭当たり3万円、北海道以外からの導入の場合、2万円というようなことで、令和7年度、導入頭数全体で大体100頭ほどを見込んでございます。合計で335万円の助成事業ということで見込んでいる状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに畜産業費、ありませんか。（「なし」の声あり）

5目農地費。7番西村義隆委員。

○委員（西村義隆君） 14節の吉田地区排水路整備工事費ということで300万円なってるんですが、昨年も400万円の予算で工事をやってるわけですけども、これは同じところ

をやってんですか、それとも今回は別な道路をやってんですか。その辺をお尋ねしたい  
と思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

西村委員さん言うとおりでですね、昨年度の続きということで予算のほうを計上してご  
ざいます。

○委員長（小松栄喜君） ほかに農地費、ありませんか。12番白井幸吉委員。

○委員（白井幸吉君） 負担金補助及び交付金の負担金でですね、王城寺原演習場周辺障  
害防止対策事業への負担金ということですが、その内容について伺います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

王城寺原演習場周辺障害防止対策事業でございます。こちらの事業ですね、王城寺原  
演習場周辺の生活環境施設の整備に必要な事業としまして、保野川ダム施設更新を実施  
する事業でございます。令和7年度からですね、ダムの附帯施設更新工事を予定してお  
りまして、経費の負担割合については、国が90%、県が6%、町が4%というふうにな  
っております。事業主体は県のほうでですね、事業費が4,987万3,000円ということで、  
その4%の199万4,000円が町の負担ということで計上してございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに農地費、ありま  
せんか。（「なし」の声あり）

74ページ行きます。

6目生産調整対策費。8番小川一男委員。

○委員（小川一男君） 18でエゴマの栽培推進事業、これは前年度400万円で令和7年度  
630万円、さらには過般の補正で当初組んだ400万円が398万4,000円ほど減額になって  
いるんですが、これを踏まえてかなりの増額になってはいますが、その内容等について説明  
を求めます。ちなみに大豆につきましては、確かに条件等でクリアするのが難しいとい  
うことで、令和6年530万円が令和7年度は420万円計上されているので、なお、この増  
加率について詳細な説明を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、最初、1点目ですね、エゴマ栽培推進事業補助金ということで630万円ほど7  
年度は計上してございます。昨年度400万円ということで計上はいたしましたが、昨年  
度はですね、大体800万円ほどの見込みをしておりまして、その半分ということで当初  
予算のほうには計上をさせていただきました。それで、過去5年間ですね、平均の収  
量を今年度、令和7年度の予算編成の際に調査をいたしました。5年間の平均がですね、  
出荷量が大体11トンほどでございました。このエゴマ栽培推進事業の内訳でございま  
すが、1つは作付支援ということでキロ当たり450円、あと団地加算ですね、30アール以  
上の団地で10アール当たり50キロ以上を出荷した場合に5,000円の上乗せ等々で団地加

算で45万円、田んぼではなく畑地に作付した場合の畑作支援ということで90万円、合わせてですね、今年度については630万円を計上させていただいております。

あと、すいません、2点目の大豆の振興対策事業でございますが、3月の補正のほうでも530万円ほど減額いたした次第でございますが、こちら令和2年度以降ですね、の実績をちょっと調査をいたしました。それで令和6年度、5年度については対象者がおりませんでした。令和4年度については1件、令和3年度については5件ということで420万円ほど支出をしておりました。令和2年度は1件ということで19万円ほど補助金は交付しておりました。過去5年間ですね、実績を見まして、過去最大の420万円ということで令和7年度のほうについては予算を計上をいたした次第でございます。条件がですね、10アール当たり200キロ以上ということで、ある意味、ちょっとハードルが高いんじゃないかというようなお考えもあるかなとは思いますが、令和2年度以降ですね、産地交付金の活用をしております。堆肥ですね、堆肥を、土づくりを推進するという意味で、堆肥を散布した場合に10アール当たりの助成金を5,000円と、令和2年度以降、設定しております。なおかつ令和7年度からはですね、産地交付金の団地加算を10アール当たり3,000円から5,000円に増額をしております。こういった状況からですね、町の補助金については420万円ということで令和7年度、計上した次第でございます。

○委員長（小松栄喜君） 8番小川一男委員。

○委員（小川一男君） 大豆に関しましては理解しました。

それで、さらにですね、エゴマの関係、今、担当課長から5年度の平均11トン、さらにその内訳の積算として作付団地化、畑作云々、その2分の1相当を見込んで630万円ということですが、当然これは公社のほうに一任しているので、令和7年度におけるこの生産物、その状況として、原材料として販売するのが幾らなのか、加工として処理するのが幾らなのか、当然リンクしていますので、公社のほうからそのような形での情報等があれば説明を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和7年度のエゴマの出荷等による御質問でよろしかったでしょうか。はい、分かりました。

令和7年度につきましては、町のほうでは一応11トンの収量を見込んでございます。補助金についても11トンということで積算はしております。それで、公社のほうとですね、これも、あくまでももろみなものですから収穫してみないと何とも分からないんですが、公社を通じて実需者さんとのですね、お話し合いの中では、10トンほどは、購入のほうは可能だというようなお話は受けております。（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。10番中山 哲委員。

○委員（中山 哲君） 今のエゴマの栽培推進事業ということでね、公社のほうにということで、止められないもんだから私もやらせていただきたいと思っております。そうした中で

ね、先般伺ったところ、昨年というか6年度は13トン、そして実績として12トンっていうかね、13トン実績として上げて、それを今度、8社に転売したのが12トンだということで、搾油が1トンだっつうことでね、そうなってくるとね、この産地加算金なり町の助成金が本当にこのエゴマ栽培に生きてんのかどうなのか、その辺りの考え方をお尋ねいたします。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

現在、エゴマについては、公社が買取りを行っているというような状況となっております。先ほど中山委員さんもおっしゃったとおり、今年度で申し上げますと、13トンの収穫があったということでございます。そのうち10トンはですね、1業者さんに販売するというような方向で現在は進めております。そのほかの8業者さんにですね、残りを販売していくというような状況でございます。

それで、このエゴマの考え方、町から補助金を出してですね、特産品というような形でしている中で、この特産品の確立というのはですね、やっぱりかなり時間が要するものでないかなというふうには考えております。現在、41経営体の農業者の方々がエゴマを栽培しておりまして、エゴマ栽培推進協議会が主体となっていていろいろ取り組んでいるわけなんですけど、生産調整の点からしてもですね、エゴマ、令和6年度で23ヘクタールほど作付している状況でございます。そういった意味からしてもですね、特産品のエゴマを今後も推進していく必要があるかというふうには考えております。

○委員長（小松栄喜君） 10番中山 哲委員。

○委員（中山 哲君） 産地交付金がね、エゴマに幾ら投入されているか、まず1つ。そうした中で、先ほど産地交付金なり町からの助成金が生きるのかということでお尋ねしているわけなんですけども、なかなか答弁が来ないんですけども、そういった中でね、生産調整対策として考える場合に、こういったやっぱり生きた金っていうのを考えていかないと、なかなかその均衡というのが取れないのかなというふうに思うんですけれども、そういった意味からしてその辺の答弁をもう一度お尋ねいたします。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、産地交付金ですが、エゴマについては4万5,000円の金額となっております。それで、町からの補助金が生かされているかということですが、やはりこういった取組をまずされていてエゴマを作付しているという部分が、農業者の励みにもなっている一つではないのかなというふうには考えてございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにございせんか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 18節、同じくエゴマについてお尋ねをしたいと。

再三、お2人の委員から、今、御質問がございました。まず初めに、先ほど今年度の当初予定としては5年間の平均で11トンを目標にしていますと。そのうちの10トンを1社の業者さんに出すというようなお話でございました。そうしますと残りの1トン、見込

みですからね、1トンについては油で搾られて、どちらで搾るのか私は分かりかねるんですけども、その点、どう考えているのか、まず1点、お尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

残りの1トンということで、搾油をどこで行うのかということでございます。実は公社のほうでですね、従前、公社の旧地場産業振興施設の隣の加工場のほうで搾油を行っておりました。ただ、先般、公社の内部のほうで打合せをしまして、今後はですね、その油を外部委託にしたいというようなお話があります。その要因についてはですね、現在の搾油機のほうの製油性能がですね、低くなっているというのと、あと、今、搾った後の油の油かすっていうんですかね、それを今パウダーとして大分需要があるということで、現在、今ある搾油機はその性能がないということもあまして、公社のほうでは、今後、搾油については外部委託のほうで考えたいというような報告のほうを町のほうに上げている状況でございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） そうしますと、今、課長の答弁ですと、油の搾油については外部委託の方向で進んでいると、その点については分かりました。

先ほど課長の答弁の中でちょっと気になりまして、特産品の確立をしなくないという答弁がございました。この答弁を聞いてちょっと気になりまして、昨年、特産品の公益性という言葉も言われております。町として、これを特産品として進めるということは、ブランド化ということを進めていかれるんだと思われまして。それを再三聞いても今まで確固たる答弁をいただいておりますので、今回、このブランド化に向けて令和7年、どのように図っていくのか。10トンは見てもそのまま丸売りをする、1トンは外部委託をして搾る、搾ったやつをどのようにしてブランド化するのか、そういった考えが多分町としてはあるのではないかなと思われまして。その点について、もしあれば答弁をいただきたいなと思います。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

エゴマのブランド化ということで、先ほど申し上げました、11トン収穫を見込んでおりまして、10トンは実として販売、あと1トンについては油というような形で、今後、進めていくということで御説明をいたしました。その中で、ブランド化ということで、昨年12月にですね、仙台の老舗百貨店のほうにちょっとお邪魔をしまして、今後のエゴマのについてのお話合いをしてきた次第でございます。具体的な内容については、今後、いろいろお話合いの中で進めるようになろうかと思うんですが、そのエゴマのブランド化に向けた提案を町からもする、あと企業さんからもいただくというような形でお話合いを進めながら、このエゴマのブランド化につきましても進めていきたいなというふうに考えてございます。（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

7目農村環境改善センター費。（「なし」の声あり）

75ページ。

8目農村公園管理費。（「なし」の声あり）

9目農地銀行活動事業費。（「なし」の声あり）

10目農産物乾燥調製保管施設管理費。（「なし」の声あり）

11目愛宕山公園管理費。1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） この中の7節報償費、駐車場借上謝礼3万円とあります。大した額ではないので問題にするつもりはないんですけども、まず、この謝礼ということがありますから、どのようなときにこの駐車場を借り上げて謝礼をお支払いしてるのか、まず確認したいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この駐車場借上謝礼でございますが、シャクヤクまつり開催時に、旧地場産業振興施設の北側に広場がございます。あの場所をですね、臨時的な駐車場用地として使用させていただくと。これは毎年させていただいておりますが、その際にお支払いをさせていただいている謝礼でございます。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） どなたかが前にもお尋ねした記憶がありまして、要するにロープで張ってる場所なんですよ。約面積が2反歩弱ぐらいあんのかなと思うんですけども、そういう中で、ここに触るつもりはないんですけども、後のほうに文化財保護費っていうのがありますけれども、そこで日の出山瓦窯跡と念南寺古墳の駐車場を借りていますよね。そこに1万円ずつしか払ってないんですけども、何でここだけが3万円なのかっていうちょっと疑問が湧いたんですよ。その辺の同じ駐車場として借り上げるものを、片方は13節に置いている。ここは7節報償費に置いている。そして片や日の出山瓦窯跡古墳群の駐車場を借り上げている部分については、やはり同じ2反歩までは満たないと思いますけど、2反歩相当の面積があるというふうに思います。要するに土地的にはあんまり変わりはないのに、片や13節に置いて片や7節に置く。片方は3万円、片方は1万円、これはどういう理由なんですか。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 文化財保護費のほうはですね、所管が違いますのでどのような考え方があるかということとは分かりかねますが、このシャクヤクまつりの駐車場の借り上げに関しましては、ここ数年、このような額の謝礼をお支払いさせていただいておりますが、お借りする際にですね、多分貸す側、そしてまた借りる側、いろいろお話をさせていただく中でこの程度の額といったようなことになったものというふうに伺ってはおります。実際に例えば土地の評価額とかですね、それを基に算出し、このような額になったということではなくて、あくまでもお借

りしたいというふうにこちらから申し出た際にですね、一定程度、こちらとしての意向、そして相手側の考えというものがあってこの金額になっているものというふうに認識しております。

○委員長（小松栄喜君） 1 番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 冒頭に申し上げましたように、文化財関係についてここで触れるつもりは全くないのでその辺は誤解しないでほしいんですけども、要するにあちらは年間契約をしているんだと、年間契約っていうか、年間を通して1万円をお支払いしますよという、そういうふうに前に聞いたような記憶があります。これは、今の答弁ではスポット的に借りるわけでしょう。そうすると、駐車場として利用する目的で同じ土地を借り上げるのに整合性がない。だから疑問に思ったんですけども、だからなぜなんですかって聞いたのね。町としてどういう一貫性を持ってこういうものに当たってんのか町長に聞けないので、副町長、歴史が長いわけですから、役場職員として、その辺の整合性をちょっと知りたいんです。片や年間通して多分借りてんだと思います。片やシャクヤクまつりとかっていうそういうイベントのときしか使わないにもかかわらず片方は3万円、年を通して契約してて、どれだけの利用率があるかは分かりませんが1万円。整合性がない。どういうこの取決めの仕方、何か基本的な部分があるんだと思いますので、それについて分かりやすく回答を願います。

○委員長（小松栄喜君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） どんな基準で借りてるんだという御質問ですけども、明確な基準があって借りてるということではなくて、念南寺古墳だったり、どこでしたっけ、あと日の出山の駐車場については、今、工藤委員がおっしゃられたように年間を通じてお借りしているのの借上料として1か所で1万円をお支払いしていると。一番最初に借りるときのお話合いの中でそうなったのではないかというふうにしか、ちょっとどうやって決めたか分からないので推測でしか話できないんですけども、そのような話になったのではないかというふうに思います。

この伝習館、愛宕山公園のほうについては、基本的にシャクヤクまつりの期間だけということにはなるんですけども、そういう意味で、借上料ということではなくて謝礼ということで支出をしているというくくりだと思っただけですね。どっちも間違いでもないし、何で統一しねえんだと言われれば、ちょっと統一しない理由を明確に話すのもなかなか難しいんですけども、短い期間なので謝礼という形でお支払いしていると。

金額については、やはり、相対ですので、何とか交渉して、1万円から交渉したか5,000円から交渉したか分かりませんが、交渉して結果的に3万円になったのではないかと、これも推測でしかちょっと答弁できてないので、なかなかちょっとそれ以上のことは言えないんですけども、そういう統一感はないという指摘は、間違いなくその御指摘のとおりであります。3万円だからほかにも3万円払えばいいということではなくて、これはやっぱり明らかに貸してくれる方の御好意も当然入ってますので、その辺も含めまして予算化をさせていただいたということで御理解賜ればと思います。

○委員長（小松栄喜君） 1 番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 副町長の答弁、回答に、はい、分かりましたって言えばいいんですけども、先ほど言いましたように、同じ土地を借りる、片や1年間、片やスポット、一定期間、その借りる方との当初の交渉の在り方どうのこうのという回答をしている。要するに押しの強い人には従うというふうにはしか取れないような、そういう回答に聞こえるんですけども。要するに行政が一つの基準を持って事業に当たることが大事でないかと思うんですよ。同じ土地を借りるのに、同じ目的の使用をするのに、ほぼ面積的には、そう差異はないと思っています。にもかかわらずね、だから金額が安いとか高いとかっていうことを言うんでなくて、統一した一貫性を持って業務に当たるのが公務員の仕事ではないのかなという思いがするんですよね。そういう解釈が間違っていたらば、反論という言い方ではおかしいかもしれませんが、言ってもらって結構です。工藤委員の解釈は間違ってるって言ってもらっていいですから、私はそう感じてんです。だから一貫性、統一性を持ったそういう進め方っていうのが一番大事なことであって、そうでないと、こういう問題を質疑して提起しているような話になりますから、これを聞いた人は、そうなんだ、おかしいなというふうに思う可能性も大きいわけだ。そうすると、やっぱり町として釈明するのに大変だと思います。一定のこれからこういう基準でこちらはこれだけのお支払いをしています。こちらについてはこういう基準でお支払いをしています。そうしないと公平性に欠けると思うんですよ。だから一貫した基準なり統一性を持ってこういう事業には当たるべきではないのかなという思いがするんですけども、その辺の考え方について、もう一遍、回答を願いながら今後のこの駐車場敷地料としての借り上げについての考え方も含めて2点、再度確認します。

○委員長（小松栄喜君） 1 番工藤昭憲委員にお諮りいたします。ただいま審議続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、休憩後にお願いします。

続いて、議場内におられる皆様に申し上げます。

東日本大震災発生から本日で丸14年となりました。震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするため、地震発生時刻の午後2時46分になりましたら1分間の黙禱をささげたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。時間になるまで少々お待ちください。

御起立願います。黙禱。

お直りください。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

- 委員長（小松栄喜君） 休憩を閉じて会議を開きます。  
休憩前に引き続き、予算審査を続けます。  
1 番工藤昭憲委員の質疑に対する答弁から始めます。副町長。
- 副町長（鶴谷 康君） 先ほどの休憩前の工藤委員の質疑でございますけれども、全くもっておっしゃるとおりだと思います。今までは、そういうふうにして基準を決めて借りてきたわけではございませんでした。今回は3万円ということでしたが、ある一時期は数十万円というときも、同じ場所なんですけどあったんですけど、今は3万円に落ちているという部分でもあったりしますので、これからですね、今回はこれで予算化させていただいておりますので、8年度以降は、その辺の統一性を持った考え方をまとめたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに11目愛宕山公園管理費、ありませんか。（「なし」の声あり）  
76ページ。  
12目農業伝習館管理費。（「なし」の声あり）  
78ページ。  
13目農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）  
2 項林業費 1 目林業総務費。（「なし」の声あり）  
2 目林業振興費。2 番高森すみえ委員。
- 委員（高森すみえ君） 12節委託料と書かれております森林情報管理システム同期設定業務委託料、それから森林経営管理権集積計画作成業務委託料と、この2つが今年度から予算化、新しくされておりますが、事業内容について説明を求めます。
- 委員長（小松栄喜君） 農林課長。
- 農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。  
まず、1 点目のですね、森林情報管理システム同期設定業務委託料でございますが、現在導入しております森林情報管理システムについては、県で所有しております宮城県森林クラウドシステムと連携をしております。県とデータの共有が今のところできていない状況でございます。そこで同期設定を行うことによりまして、県で編集したデータを反映することもできますし、県で更新したデータが随時反映されるということになります。これで県の更新した内容がですね、リアルタイムで反映されるということで同期設定業務を行うものでございます。
- 2 点目のですね、森林経営管理権集積計画作成業務でございますが、森林経営管理制度に基づいて、森林管理の意向調査によりまして、森林所有者の方が今後の森林の経営管理を実行できなく市町村に委託した場合に、市町村が森林経営管理権集積計画を作成することとなります。令和7年度につきましては、令和3年度に実施しました意向調査の結果によりまして対象者12名、面積で13.78ヘクタールですね、策定業務を委託する内容でございます。
- 委員長（小松栄喜君） 2 番高森すみえ委員。

- 委員（高森すみえ君）　じゃあ森林情報管理システム同期設定業務委託料につきましては理解いたしました。森林経営管理権集積計画作成業務委託料というのは、今お話しされたような業務内容ということですが、令和6年にやった森林環境整備意向調査委託料とは違うものだったんですか。
- 委員長（小松栄喜君）　農林課長。
- 農林課長（浅野　裕君）　意向調査とは別な事業でございます。
- 委員長（小松栄喜君）　2番高森すみえ委員。
- 委員（高森すみえ君）　じゃあもう6年度の意向調査というのは、ほぼ終了したというふうに見てよろしいんでしょうか。
- 委員長（小松栄喜君）　農林課長。
- 農林課長（浅野　裕君）　令和6年度については意向調査を実施をいたしまして、令和7年度については、先ほど申し上げました森林経営管理権集積計画を策定するというようなことで今後進めたいと思っております。
- 委員長（小松栄喜君）　2番高森すみえ委員。
- 委員（高森すみえ君）　じゃあそれを基にして作成ということ、理解してよろしいんでしょうか。
- 委員長（小松栄喜君）　農林課長。
- 農林課長（浅野　裕君）　先ほども御回答したんですが、来年度、令和7年度に集積計画を策定する基となるやつは、令和3年度に実施した意向調査に基づいて令和7年度に集積計画を行うということで、12名の13.78ヘクタールを行うという内容でございます。
- 委員長（小松栄喜君）　高森すみえ議員。
- 委員（高森すみえ君）　了解しました。
- 委員長（小松栄喜君）　ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
- 3目造林費。（「なし」の声あり）
- 80ページ。
- 4目林道維持費。（「なし」の声あり）
- 5目林産事業費。（「なし」の声あり）
- 3項水産業費1目水産業費。（「なし」の声あり）
- 7款商工費1項商工費1目商工振興費。1番工藤昭憲委員。
- 委員（工藤昭憲君）　商工振興費ですよね。その中で18節、日本貿易振興機構に2万円の負担金とありますけれども、この負担金、町ではどのような理由があつてジェットロに負担をしているのか、その理由を確認したいと思います。
- 委員長（小松栄喜君）　地域振興課長。
- 地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君）　お答えいたします。
- 日本貿易機構、いわゆるジェットロと言われる独立行政法人でございますけれども、このジェットロの業務は、国内外のネットワークを機動的に活用いたしまして、対日直接投

資の促進だったり、あるいは農林水産物食品の輸出支援、このような企業の海外展開支援などの活動を展開しているそのような組織でございます。令和6年度から負担金を支出させていただいておりますが、このジェトロの負担金を支払うことですね、いわゆる定期的な海外からのいろいろな情報、あるいはこちらが情報収集したいと言ったような場合にですね、いろいろと問合せなどもさせていただくということが可能になってまいります。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 情報を活用するためにこの負担金を出してんだという説明なんですけれども、要するに、ジェトロにたかが2万円なんですけれども、情報を活用するというのは分かるんですけれども、具体的にどういう事業に対して関わりがあって、そういう情報を得るためにこの2万円という負担金を出しているんだというそういう説明が欲しいんですけれども、もう一度お願いします。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

令和6年度から負担金を支払っているわけでございますけれども、これは、JA全農ラドファさんが本町に進出されて、国内への販売はもちろん海外輸出にも積極的に取り組まれていくと、そのような方針が示されましたので、全農さんの場合はですね、JA全農インターナショナルというまた別組織がございます。それはそれとして、本町としてもですね、いわゆる側面的な支援という形でこのジェトロさん、これは経済産業省が所管する組織でございますので、海外への輸出、例えば最近ですと香港周辺のですね、その辺の情報がかかりジェトロさんから入っておりますので、いわゆるパック御飯というようなところについても本町のほうでですね、情報収集し、支援できればというふうに考えております。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 今の回答ですと、ラドファが海外展開をする、そういうものに対して町としても応援するために情報を活用したいという、そういう考えの下にこれは負担金という形で出しているんだという回答なんですけれども、今後、当然のことだと思うんですけれども、今、2番目に造成終わった場所も含めてね、今後そういう関連した会社が来るとか、または、そういう海外に製品を輸出しようという会社が来た場合には、当然のごとくこれらを活用しながら町の産業振興の一石になるようなそういう負担金だというふうに理解はしたんですけれども、やはりグローバルと言われる会社、そういう会社を今後とも誘致しながら、ジェトロに対しての負担金が2万円なんですけれども、これが今後は、活用の仕方によっては増えてくるということはないのでしょうか。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりですね、やはり今後も例えば海外進出、関連企業ですね、そういったような企業の誘致というものもでございます。このジェトロの業務の中に海外企業

の誘致というのも実はございまして、当然、今の流れですと、高度電子産業、半導体関連というのはやはり海外企業が多うございます。もちろんその辺の情報収集もございまして、今後、負担金につきましてははですね、この2万円というのはあくまで固定費でございまして、実際にそこに人が関わるということになってまいりますと、ジェットロとしても裨益度負担といたしますか、業務によってまた負担金が生じるという可能性もございます。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに1目商工振興費、ありませんか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 18節、同じくジェットロについてお尋ねをしたいと。

昨年この件について聞いております。仙台ジェットロの運営負担金という部分で、情報収集のための負担金ですと昨年は聞いておりました。なお、また、今回についても同じく負担金ですけれども、1番議員のお話を聞いて今後の展望関係、聞きはしましたけれども、農産物の輸出、町として特産費を含め、今後、このジェットロを絡めてどのように展開を進めるのか。例えば先ほどあったキュアリング的なサツマイモを含め、先ほど課長の答弁では香港、今、サツマイモが相当売れているとそういった話、シンガポール、タイ、そういう情報が刻一刻、多分入ってきてるのではないかなと思われま。そういった情報をうまく活用し、地域振興の農産物の一翼を担うように努める形は今後どのように考えていくのか、まずその点、あればお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 地域振興全般として申し上げますと、サツマイモの件につきましては農林課ということでございますけれども、もちろん今ですね、やはり大崎管内でも加美町あるいは美里、県北エリアですと栗原、もうこれは海外を見てですね、お酒であったり、あとはおにぎりとかですね、そういったものの海外輸出を展開しているということでございますので、当然、じゃあ何をということになってまいりますので、その洗い出し、例えば委員おっしゃったようなサツマイモも一つだと思います。今そのような動きもあるようでございますので、その辺も含めてジェットロからのいろいろな情報、あるいは大崎管内でもそのような実績がございますので、その辺の情報を収集し、本町にもどういった事業があるかといったようなところで洗い出しをしながら進めていくというふうに考えております。

○委員長（小松栄喜君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） サツマイモのですね、輸出ということで、先般、新聞にも掲載されておりました。農協さんでつくっております県のJA農産物輸出促進協議会という団体がありまして、農業法人やまもとファームみらい野さんとですね、連携をして加美よつばのサツマイモが実際にもう輸出されております。本町産もですね、もう既に加美よつばのサツマイモというような形で輸出をされている状況でございます。先ほど申し上げました、キュアリングをしたサツマイモですね、既にもう香港のほうに輸出されているというような状況ですので、先ほど地域振興課長が申し上げましたジェットロさん

の情報等々もいただきながら、今後、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 地域振興及び特産品、農産物の輸出、これについての答弁はいただきました。せつかくここで負担金を出しておるので、独立法人というものの県の職員の出向、産業省の人間の出向、ここにはあると思われま。そういった部分の人間関係の付き合いをした情報収集を、今後どのように図るのか。昨年は1年目ですから負担金を払って終わったと。今年度は2年目ということもあります。これはやっぱりどのようにそこをブラッシュアップしてよりよい事業展開につなげるのか、そういった展望も多分人間関係をつくる上であると思われま。もし考えがあるのであれば答弁を求めたいんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

ジェットロは国内49か所で、委員おっしゃるとおり仙台にはですね、貿易情報センターがあると、拠点がございますので、まだ一度もですね、伺ったことはございません。去年からの負担金というところで、どのような形で関係職員、あるいはジェットロを通したどのような形でアプローチしていくかといったようなところもございますので、なお、今年度につきましてはですね、その辺を意識して進めてまいりたいというふうに思っております。（「了解」の声あり）

○委員長（小松栄喜君） ほかに1目商工振興費、ありませんか。（「なし」の声あり）

2目観光費。（「なし」の声あり）

82ページ。

3目平沢交流センター管理費。12番白井幸吉委員。

○委員（白井幸吉君） 12委託料で3号源泉調査業務委託料、これはたしか6年度において源泉ポンプの工事をしていると思うんですが、この業務委託料については、7年度、定期的な源泉の調査なのかどうか、お伺いします。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この3号源泉調査業務委託料でございますが、実はですね、令和5年度に実施した2号源泉ポンプ交換工事の際にですね、3号源泉で使用していたポンプを抜き出すわけですけれども、その際に、これまで見られなかった砂の混入ですとかさびとかそういうものがポンプの中から出てきたと。可能性として、やはりパイプの腐食に由来されるものではないかというふうに想定されまして、今回、3号源泉調査のポンプのですね、状況を、穴が開いている可能性があるということですので、そのための業務委託料ということになります。

○委員長（小松栄喜君） 12番白井幸吉委員。

○委員（白井幸吉君） 何せ地下なもんですから、また温泉施設ということもあって鉄さび、ポンプにですね、いろいろ腐食は出てくるものと思われま。しっかりした調査を

していただいておりますね、温泉施設に対しての支障がないようにですね、やっていただければと思うんですが、6年度のポンプは交換したんでしょうか。ちょっと申し訳ないんですが、6年度の方で。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

令和7年度、工事請負費におきましてもですね、源泉ポンプ交換工事費を計上させていただきますまして、令和7年度では2号源泉ポンプ、令和6年度では3号源泉という形でポンプ交換工事を、これは随時、毎年行っていくということになります。

○委員長（小松栄喜君） 12番白井幸吉委員。

○委員（白井幸吉君） この中の工事請負費の中でですね、源泉ポンプ交換工事とあるんですが、これは2号ということですか。了解しました。

○委員長（小松栄喜君） ほかに平沢交流センター管理費、ありませんか。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 同じく12節委託料で指定管理料、5,900万円計上されております。委託料自体は、これは変わってはいないんですけども、かっぱのゆ関係の指定管理料だと思いますが。加美町ですと薬師の湯、ゆ〜らんどが、入浴料金がアップするということになっておるようです、4月以降。かっぱのゆはですね、そういった入浴料金の変更等はあるのかどうか、お聞きします。

○委員長（小松栄喜君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

入浴料金、入館料の変更ということでございますけれども、加美町さんですね、薬師の湯さんのほうにつきましては、すみません、100円でございますか、ちょっと分かりませんが、本町の平沢交流センター管理費の入館料につきましては、これまでどおり令和7年度は、変更はないということになります。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに3目平沢交流センター管理費、ありませんか。（「なし」の声あり）

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費。（「なし」の声あり）

2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁総務費。（「なし」の声あり）

2 目道路維持費。（「なし」の声あり）

84ページ行きます。

3 目橋梁維持費。（「なし」の声あり）

4 目筆界調査費。（「なし」の声あり）

5 目王城寺原演習場関連公共用施設整備事業費。（「なし」の声あり）

6 目大原線補修事業費。（「なし」の声あり）

3 項河川費 1 目河川総務費。（「なし」の声あり）

2 目河川維持費。（「なし」の声あり）

86ページ行きます。

- 4 項住宅費 1 目住宅管理費。（「なし」の声あり）
  - 2 目木造住宅耐震調査費。（「なし」の声あり）
  - 3 目危険ブロック塀除去費。（「なし」の声あり）
  - 5 項下水道費 1 目下水道事業費。（「なし」の声あり）
  - 9 款消防費 1 項消防費 1 目非常備消防費。（「なし」の声あり）
- 88ページ行きます。
- 2 目消防施設費。（「なし」の声あり）
  - 3 目水防費。（「なし」の声あり）
  - 4 目災害対策費。5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 報酬についてお尋ねをしたいと思います。

今回、防災会議委員の報酬、こちらに3万4,000円、金額は少額ではございますが、昨年度について開催を3日、当初で立てていらっしゃいました。今回、当初で1日という設定をしております。この差異について、どのような判断で今回の予算措置を取られたのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

令和6年度につきましては、12月会議で議員の皆様から御採択いただきました防災計画を今年度策定いたしました。そのために防災計画を策定する上で防災会議を開く回数が3回を予定していたということで、昨年度は3日間としておりましたが、7年度は特にそのようなものがないので、通常ですね、1日ということで今回計上させていただきました。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 昨年は実施計画を策定するためということで議会にも諮られて、この会議については3回、中身を熟視して進めたということは御承知しております。ただ、今年度、通常どおりという言葉でございますけど、何が通常かちょっと私は分かりかねますので、今回の1日、策定したものを基に、多分それを基にして会議をなされると思います。その中身について、町として防災という部分がございまして、重要な、どのように進めるのか、もし考えがあるのであればお示しをいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 申し訳ございません。防災会議の所掌事務といたしまして色麻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進することとあるのと、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、そのほかにですね、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることとなっております。ふだんは災害があったときとか、ここの防災計画に何か重要な事項があったときとかの開催のために1日ということで規定をしております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しかれば8節の旅費に、同じくここに費用弁償が出ております。

3日間という日付になってんですよね、ここは。この相違を含めどうなのか、ちゃんとその辺りを考えて答弁をいただいたと思いますんで、再度答弁を求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まずもって大変申し訳ございません。この説明の中で防災会議委員出席費用弁償、3日となっておりましたけども、1日の間違いでございました。

金額は1日分として1万3,000円を置いておりましたけども、この説明のところが3日となっておりました。大変申し訳ございません。1日の誤りでございました。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ですからしっかりと議案書を見てくださって言ってます、私。

自分たちがつくったものですからこんな指摘はしたくございません。答弁でごめんなさいで済むような内容ではございませんので、差し替えするのかどうかどうすんのか、その点を含め、副町長、考えているのであれば、副町長に振って駄目なのかな、総務課長かな、どうなのをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 大変申し訳ございません。審査の中でちょっと間違いが見つかったということで、数字上の間違いということで、金額が間違っているわけではなくて中の計算過程にちょっと誤りがあったということで、1日に訂正していただければよろしいのかなというふうに思うんですが、これも皆さんの同意があればということになりますので、その辺、ちょっと委員長に諮っていただいて、駄目だとなれば正誤表とシールのほうを準備させていただきます。委員長、よろしくお諮りをお願いします。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（小松栄喜君） ただいま副町長から申出がありましたが、いかがいたしますか。お諮りいたします。9番今野公勇委員。

○委員（今野公勇君） 間違いは誰にでもあるのでね、我々で訂正してよろしいんじゃないですか。

○委員長（小松栄喜君） ただいま9番委員から手書きで修正ということがございましたが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君） それでは、そのようにお願いいたします。

ほかに4目災害対策費、ありませんか。（「なし」の声あり）

91ページ行きます。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費。（「なし」の声あり）

2目事務局費。11番山田康雄委員。

○委員（山田康雄君） 報酬で、ここで、今、問題になっておりますいじめ問題対策連絡

協議会委員、それからいじめ問題調査委員会委員の報酬ということでいじめ問題という字句がございます。そういった中で我が町では、このいじめ問題では、どういう対策をやっているのかお伺いしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） それでは、教育長のほうから説明させていただきたいと思いません。

2つあります。ここにはですね、書いている内容は、いじめ問題対策連絡協議会、それからいじめ問題調査委員会という2つございます。

いじめ問題対策委員連絡協議会というふうなものは、警察の方とかですね、それから学識経験者とかですね、またはそういった方々を入れて、いじめがあったかないかというふうなこと、そして、いじめを防止するためにはどうすればいいかというふうなことを話し合う場がこのいじめ問題対策連絡協議会というふうになってます。町としていじめを防止するというふうなことを観点に情報を様々に集めましてしっかりとその辺を協議するというふうなことであります。

その中で、いじめが発生するというふうなことが起こったりします。起こったときには、即いじめ問題調査委員会というふうなものを開催いたします。その中には、医学的な見地も必要なので学校医、学校医ではちょっと精神的な面も分からない場合には専門医というふうなもの、どちらかを入れましてですね、そして会議し、どのような状況だったのかというふうなものはかり、それに対する対策を行うというふうなことでいじめ問題調査委員会というのを開きますが、現在のところまずそこまでは行ってないということで、一応会議は開いておりますが、必ずこれは会議を開くことになっております。その中で話し合うというふうなこと、今のが目的でございます、中身を検証し、そして話し合うというふうなことで捉えていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに事務局費、ありませんか。10番中山哲委員。

○委員（中山 哲君） 7節の報償費で、国際交流推進委員会委員の謝礼ということで80万円ついております。これらについて、何回開催されて何人なのか、そして内容について詳細に説明をお願いいたします。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

国際交流推進委員会謝礼でございますが、こちらはですね、5,700円の7人の委員で会議数は2回ですね、で8万円という内容でございます。会議の内容等についてはですね、児童・生徒の語学の向上ですとか異文化への関心と理解を深め、国際感覚豊かな人材を育成する事業等について御審議をいただくというような内容となっております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 10番中山 哲委員。

○委員（中山 哲君） 開催は2回で7名だということで、内容は人材育成とかそういったものだという事。実際、国際交流推進となっておりますので、そういった中での行くことを目的とした中でそういった話になっていくんだらうというふうに思うんですけども。実際、これ、交流ということで、今までは交流というのがなくて、2回ほど行ったという経緯があるわけですね。そういった中で今回は、この交流というのにうんとこだわるのかどうなのか。行くだけなのか、来ていただくのに。それらに対しても開催する内容については協議をするのか、話し合いをするのかお尋ねをします。

○委員長（小松栄喜君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） 教育長のほうから説明させていただきたいと思います。

現在のところ財政難というようなこともございまして、行くというふうなことは考えていないところでございます。代わりましてですね、今年度に入りまして、様々に海外との交流というふうなことを基盤として考えていると。これは、生徒全員まではいかなくても学年全員というふうなことの対象でございます。

具体的に申しますと、10月でございますが、みやまの宿という鳴子にある、川渡にある温泉の中の板垣様という方が鳴子国際交流の窓口になっております。その窓口の方に学園の先生が相談し、開催されたものがございました。それはドイツ交流でございます。そのドイツ交流というのは、ドイツのほうから日本のほうに来まして、また逆に、日本のほうからドイツに行くという交流を40回にわたって実際に行っていました。

今回、日本に来る番だったもんでございまして、17名の留学生が来られました。その年齢は、17歳からたしか26歳までと結構幅広くて、大学のほうもですね、幅が広い、大人の方もいらっしゃったというふうなことでございます。ちょうど学園のほうでは、文化祭を開く前の日でございます。その前の日だったので、そこに、講堂のほうにですね、8年生、今の中学2年生年齢、それから9年生、今の中学3年生の年齢の方々がですね、絵画の作品を展示しておりました。その交流をどうしたかといいますと、17名の留学生の方に来ていただき、その留学生の方と共にですね、自分の作品を英語で話すというふうなことを行っていました。ドイツ人なんでございますけれども、英語は第2外国語としてももちろん勉強しているところでございますから英語は達者なもんでございます。それで、英語で話すというふうなことを行いながら、実際に通訳の方、2人くらいしかいなかったと思うんですけども、それでも生徒たちは頑張っておりますね、自分の絵を一生懸命伝えるというふうなことがあって、その写真なんかもちょっと撮らせていただいたりしましてですね、とても和やかに交流をすることができました。その後、子供たちによる神楽とかですね、そういったものを実際に行ってください、そして、それを鑑賞するというふうな場面があって交流を図ったという次第でございます。大変いい交流でございましたので、私が板垣様に話しましてですね、これからずっと続けていけませんかと話したところを、喜んで快諾していただきました。

実際これはですね、来年は、こちらの日本のほうから今度はドイツのほうに行くというふうなことを行います。今度はドイツのほうから日本に来るんですけども、じゃあ来

年ないのかということ、来年はこっちから、日本からドイツに行った方に今度は来てもらってですね、学園のほうに、そしてそこで話すなどというふうなものを考えているところでございます。

もう1つなんですけども、旧古川西中のところに日本語学校というのが出来上がりました。その日本語学校の校長が以前までここで指導主事をやっていた鈴木俊光先生という方でございます、鈴木俊光先生と私、交流があったもんで一回来てもらいました。そのときにですね、来てもらったときに、何とか色麻学園と交流できませんかというふうな話もしました。その交流相手である、いわゆる日本語学校に来る方々は、ベトナム人、台湾人、それからインドネシア人なんですけども、これらの方々は、技能実習生とは違います。実際に本当に日本に来て勉強したいと、そして学資も払い、結構多額なんですけれども、支払うという方々が来たもんでございまして、かなり日本の文化を積極的に学びたいというふうなことを、来るために日本にやってきたわけなんですけども、その方々とも交流を図っていきたいというふうなことで快諾を得ているというところでございます。

それがどのような形でできかは、来年度から生徒を受け入れるもんでございましてまだはっきりしないんですけども、いろんな形にしていきたいというふうなところを思っております。繰り返しになりますが、全生徒まではいかなくても、全学年ローテーションでやっていくというふうなことを行っていくと。またこれです、実績がまだ上がらない、少ないといった場合は、これからまた別のところも考えて私のほうでいきたいと思しますので、その辺についてはまた後ほどお話ししたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） 10番中山 哲委員。

○委員（中山 哲君） 金がないということから実際、生徒の交流というかね、国際交流は行かないということね。そういった中で知恵を絞ったということで、物すごくいいことかなというふうに思います。そうした中で、留学生なり日本語学校の生徒なりを協力してもらおうというかね、そういった中での交流ということで、そうすれば10名ないし20名が、外国に行った人だけが異文化を経験したりね、文化を吸収したりするんですけども、色麻学園にいる全生徒が、そういった体験ができるということになるというふうに、今の教育長のお話を聞いてればそうなるんだろうと。まさに生徒たちの公平・公正っていうのが守られるのかなと。そういった意味では非常に期待をできる、この来年からだということね、ありますけれども、そういった、ぜひこういう形の中でも国際交流ができんだなという形でね、金ばり使えばいいつつもねえんだなっていうのが、今、改めて教えられたっていうかね、そういったことも感じさせてもらっただけども。

先生ね、教育長、ここんどこでね、やはり英語で対話をしながら交流するっていうのは、これは非常にいいことだと思って。それらにつけても、やはり幾らでも子供たちが委縮することなく対話ができるような英語の学習っていうかね、それらに向けても、

ぜひ、頑張っていたできるようにしていただければいいのかなと思いますので、その辺も努力をしていただければと思います。この辺についてもまたひとつ答弁いただければいいなと思います。

○委員長（小松栄喜君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） 先ほど申し上げましたように児童・生徒ですね、児童からもう始まるわけでございまして、英語というふうなものに興味関心を児童が持ち、そして、それについて臆することなく話せるということがやはり英語学習で根本だというふうに思っております。そういったことで、恥ずかしながら自分でですね、話すというふうなこと、それを行うためにもですね、いろんな英語で話す方々に来ていただき、そしてそれを積み重ねていくというふうなこと、ほかの学校に遅れを取らないようにやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（小松栄喜君） ほかに2目事務局費。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 1節の報酬でございます。今回、心身障害児就学指導審議会委員の報酬というのがございます。17万1,000円。昨年これは載っておりませんでした。別な節にいったのかどうか。今回ここに載せた理由、まずそこからお尋ねをしたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

教育総務課所管、各種団体いろいろございますけれども、今回、この心身障害児就学指導審議会につきましては、条例等にのっとってですね、その人数を予算化させていただいたという背景がございます。これまでの委員の方々はですね、本年度で言えば色麻学園の教諭、その他学識経験者等入っております、これまで報酬等がですね、辞退という形になるんでしょうけれども、発生していなかったんですけれども、今回は、あくまでもその規定に沿った統一的な考えによって予算化をさせていただいたというのがまず1つございます。それと、もう1つにはですね、条例改正の中で御可決いただきましたが、専門医、学校医、医師からですね、直接各種指導、御助言をいただくことによって審議をですね、深めていただくということもございまして、今後、医師という中で確実に報酬が発生しますので、そういった面もございまして、その2点において予算化させていただいたということでございます。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しからば課長にお尋ねをいたします。昭和61年3月12日にこの条例第1号が施行され、平成20年に改正したり、先ほど言われたとおり改正が続いてきていると。設置から組織、任期、あとは会長、副会長の置き方、会議の仕方、報酬、費用弁償、委任と条例が項目載ってるんですよ。それを今の答弁に合わせると、じゃあ今までのやり方がどうだったのか。報酬もしっかりついているということで条例は載せている。ただ、学校の専門的な機関の方々がここに15名ばかり載ってるということでござい

ますんで、辞退されてたから載せなかったということでは、事業として果たしていかなるものか。条例の置き方も含めどうなのか。今回そこが不適切だからこういう形で適切に載せようということだと思っんですが、その点の考えがどうだったのかをまずお尋ねしておきます。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

この辺の考え方ということでございますけれども、まず委員としてはですね、教育職員、それから学識経験者及び関係行政機関の職員等のうちから色麻町教委が任命するというような規定でございまして、この中で現在の色麻学園の教諭ということは明記されてなくてですね、確かにそこに通う生徒なので学校の教諭がここに入っているのは、これは入っていかなければいけない部分ではあるんですが、その学識経験者や関係行政機関、こういった幅広い職域の中からですね、この委員を委嘱するということがこの審議会の組織ということで規定されておりますので、そういったことも加味しながら、広い範囲の中から委員を委嘱するという観点で、7年度においてはですね、委員を委嘱していくということにはなりますが、ただ、現実的には、その児童・生徒に関して、やはりその学校の教諭については入っていかなければいけませんので、今後ですね、この委員の任命等についてもですね、種々様々な検討を加えながら検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長の答弁、いまいちちょっと分かりかねるんですが、第2条組織という部分に教職員、学識経験者及び関連行政機関の職員等のうちから教育委員会で任命するという文言になっとるんですよ。そうすると、もともとそれがあるものにもかかわらず入れてなかったということで私はお尋ねしてる。なぜかということで再度答弁を求めたいんですが、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

現行のですね、この審議会の委員から申し上げれば、当然、教育職員も委員になっていただいておりますし、あと学識経験者も当然入っております。そういったことでこの趣旨あるいは組織、そういったこの規定の中ではですね、しっかり運用できているということにはなっているというふうに理解しております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） そうしますと、この内容から追って行って、今回2日間、15名以内ということで15名設定をし、2日間、委員会として考えていると。その2日間をどういった内容のもので審議をなされるのか。当然、設置の第一条件に、これは第1条に載ってますけれども、その点をどのように進めるのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

会議の内容としましては、心身に障害のある学齢児童・生徒等の就学指導に関する重要な事項を調査、審議するというようなことでございます。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） では、心身に障害のある学童、児童について、今現状どのように教育委員会としては把握なされているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

こちらはあくまでも諮問機関という形になっておりますので、その前に学校内においてもですね、同様な審議会がなされております。その上で、教育長の諮問に応じてこの審議会において先ほど申し上げたような調査、審議を行うという流れになってございます。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 学校の今までの協議会もしくは運営協議会等を含め、そこに教育委員会として諮問してきて、その現状を多分把握なされていると認めてるのでこちらをお尋ねしてるんですが、そういった部分は教育委員会として把握していないということで御承知おきすればいいのかどうか。再度答弁を求めますが、教育長、いかがですか。

○委員長（小松栄喜君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） 実際にそのような対象というふうな人たちはいるわけでございます。ただ、ここではですね、そのようなことについて、プライバシーのこともございますので話すことはできませんが、実際にそういった方々と一緒に話しているということは御承知おきいただければというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

それでは、休憩後にお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後4時01分 再開

○委員長（小松栄喜君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しからばですね、今の現状、ここで設定で15名、2日間載せて17万1,000円とございます。現状の委員、15名以内ということで条例規定もしております。実情、何名とございますか。

○委員長（小松栄喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

本年度、令和6年度においては7人とございます。これに医師が加わりますので来年度は8人になろうかというふうに思います。

以上です。（「了解しました」の声あり）

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
進めます。

94ページ。

3 目奨学事業運営費。（「なし」の声あり）

4 目児童生徒送迎事業費。（「なし」の声あり）

2 項義務教育学校費 1 目学校管理費。（「なし」の声あり）

97ページ。

2 目教育振興費。（「なし」の声あり）

98ページ。

3 項社会教育費 1 目社会教育総務費。5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） こちらも方針についてお尋ねをしたいと思います。

こちらでですね、報酬、社会教育委員報酬としまして8名、1日4万6,000円を見ております。去年は7日かな、設けておりました。ここのあたりについての御説明をちょっと求めたいなとまず思います。

○委員長（小松栄喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 5 番議員のほうにお答えいたします。

昨年度は7名ということでしたが、委員規定の中には10人以内ということになっております。実質、校長先生が1人、学校のほうから入っていたので、その分を報酬辞退という形で予算的には7名ということになっておりました。ただ、規定、今、8名ですね、委員構成しておりますので、委員の数に合わせた形ですね、来年度は予算化したという形になります。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
100ページ。

2 目公民館費。5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 大変すいません。公民館費でお尋ねをしたいと思います。

1 節の報酬、公民館運営審査会の委員報酬及び8 節の旅費、ここにも委員会の出席費用弁償等が載っております。先ほどの答弁にもありました令和6年については7名、今

年度については条例に合わせて8名、ただ、旅費につきましても同じく8名になっております。この点で精査をかけていくということでございますけれども、その点でまず間違いはないかどうか、1点、お尋ねしておきます。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 5番議員のほうにお答えします。

社会教育委員についても同じなんですけど、この委員会につきましては、公民館、社会教育委員が同じような形での委員という形で協議のほうを年3回しております。その中で定数なんですけど、公民館審議委員会も10名以内という形になっておりますので、8名分、昨年度は7名分という形になっておりましたが、今年度も、先ほどと同じような回答になりますけども、校長先生の分が入っていたということになります。あと、費用弁償のほうですが、学校の先生のほうにですね、出席費用弁償、出したり出さなかったり、本人のほうの辞退ということもございました。今年度に関しては、昨年度8名分取っておりましたが、今年度実績で7名で、校長先生のほうで辞退したという経緯がございますけども、来年度も同じように8名分ですね、費用弁償のほうを取っているというような形になります。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） ここで条例に10名以内という話でございます。定足数ではございませんけれども、なぜこれを8名、実数にしたのかということで私はちょっと疑問視したんですよ。再三、先ほどからこの報酬についてお尋ねして、条例を基にして載せるべきではないかというお話をしてるんですよ。今回は実の数字しか載ってない。これを10名に載せなかったっていうのはどうなのか、それが適正なのかどうか、担当課としての判断、考え方含め、事業の在り方を含め答弁を求めたいと思います。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 両方になりますけれども、やはり定数的なものが10というような中で8名ということのお話かなというふうに思っております。この委員については、2年間の委員という形になっております。昨年度から今年7年度までということになりますけど、通年、実績を見ますと、8名で運営をしていた経緯が非常に多かったと。入替えという形ですね、委員が多かったのかなというふうに思っておりますので、これについてはですね、今後、社会教育課の中でですね、やはり必要な定員数含めてですね、必要な人員もですね、改めて考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長ね、私こう聞いてるんですよ。予算措置の置き方として適正なのかどうかということで、条例を併せてどうなのかって答弁を求めてんですよ。再度答弁を求めます。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 委員がおっしゃるとおり適正ではなかったというふうに感じております。

以上です。

○委員長（小松栄喜君） ほかに2目公民館費、ありませんか。1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） 公民館費ね、13節にカラオケ機器借上料というのがありますよね。どこに置いてあるんですか。公民館だと思うんですけども、確認します。

○委員長（小松栄喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 公民館、改善センターのホールのほうにですね、使用という形で置きたいなというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） このカラオケ機器というのはどういう場面で使ってるのでしょうか。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 今後のですね、公民館の事業として考えていることがございます。1つに関しては、やはり今は高齢者の方々、歌を通してそういった体操とかですね、歌の教室なども開いているということもございますし、今後、公民館のほうも活用度がある程度広げていきたいということと、あとは文化協会の活動もですね、カラオケ団体のほう2団体あったんですが、高齢化も進んでいるということもございまして、やはりそういった協議会等の促進も含めた形で、ぜひ公民館のほうでですね、そういった機器を活用しながら生涯学習のほうでですね、いろいろな事業を展開していきたいというふうに思っています。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） そうした場合、利用頻度というのはどの程度なんですか。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 実際に教室という形にも取っていかうかなというふうに思っておりますし、それについては年間計画のほうでですね、活用を促進していきたい。あと、いわゆる高齢者学級等の活用、年5回ぐらいございましてその中の一環、あとはいきいきサロンとかいう形での活用も考えております。福祉関係も含めてですね。あと、1つなんですが、地区のミニデイのほうでですね、そういった機器があると非常に高齢者の方々もですね、活動しやすいということもございまして、そういったものの促進なども含めてやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（小松栄喜君） 1番工藤昭憲委員。

○委員（工藤昭憲君） その利用の仕方を聞いてるんでなくて、利用頻度はどうなんですかって聞いてんの。年間にどれだけ使われてんですかっていうことを聞いてんの。実績、いわゆる。

○委員長（小松栄喜君） 公民館長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） カラオケの機械自体は今までありませんでし

たので、利用頻度というのは、これから促進のほうをしていきたいというふうに思っております。

- 委員長（小松栄喜君） 1 番工藤昭憲委員。
- 委員（工藤昭憲君） 利用者がいるのであればね、別に問題ないんだと思います。特に高齢者なんかはね、昔の軍歌も含めてね、そういうものっていうのはやっぱり非常に親しみやすいし、またある意味での健康増進にもつながるといふそういう意味合いも含めてそういうのに利用するためにね、置いてんだったらいいんだと思うんですけども、利用実績がゼロなのに置く理由があるんでしょうか。今、使っていないって言いましたよね。要するに使用していないって言いましたよね。
- 委員長（小松栄喜君） 公民館長。
- 生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 実績という形でちょっと私の言い方が悪かったんですけども、今までは置いていなかったとか、ものがなかったということですので、新規という形になります。
- 委員長（小松栄喜君） 1 番工藤昭憲委員。
- 委員（工藤昭憲君） そういう観点からしてさっきの答弁だということね。理解しました。
- 委員長（小松栄喜君） ほかに2目公民館費、ありませんか。（「なし」の声あり）
  - 3目コミュニティセンター管理費。（「なし」の声あり）  
102ページ。
  - 4目文化財保護費。（「なし」の声あり）  
103ページ。
  - 4項保健体育費 1目保健体育総務費。（「なし」の声あり）  
2目町民体育館管理費。（「なし」の声あり）  
104ページ。
  - 3目屋外運動場管理費。6番河野 諭委員。
- 委員（河野 諭君） 工事請負費のグラウンド整備工事費が380万円ほど計上されております。これはグラウンドがタータンになるのかですね、どういったグラウンド整備なのか説明をお願いいたします。
- 委員長（小松栄喜君） 公民館長。
- 生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 6番議員のほうにお答えします。

タータンというものではないというふうに御理解いただければなというふうに思っております。そういったものではなくてですね、グラウンド、200メートルの土の部分はかなり減っているということと、あと芝生がですね、コースの中に入り込んでいてかなり整備のほうが必要ということと、野球場のほうもですね、かなり土のほう荒れてきているということが非常に大きい問題になっておりますので、主に土の入替え、粘土土のほうを入れて整備したいというふうに思っております。あと陸上トラック、200メートルのですね、トラックラインのほうもきちんとした形で整備させるというような形で今回

ですね、380万円ほどのですね、予算のほうを計上させていただきました。よろしくお願ひします。

- 委員長（小松栄喜君） 6番河野 諭委員。
- 委員（河野 諭君） タータンではなくて土の入替えだということで私的にはがっかりだったんですけども、この工事の時期というのは一体いつ頃やるのか、お聞きします。
- 委員長（小松栄喜君） 公民館長。
- 生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 時期についてなんですが、やはり学園との事業ということもございます。一番は学園での運動会、色麻カップというのが6月にございますし、あと6月に中体連がありますので、その終了後ということに考えております。できれば夏休みを活用した7月、8月、あと町民運動会が9月ですので、その前までは整備を完了させたいなというふうに思っております。

以上です。

- 委員長（小松栄喜君） よろしいですか。ほかに3目屋外運動場管理費、ありませんか。（「なし」の声あり）
    - 4目青少年体力増強施設管理費。（「なし」の声あり）
    - 5目学校給食センター管理費。（「なし」の声あり）107ページ行きます。
  - 11款災害復旧費1項公共土木災害復旧費1目道路災害復旧費。（「なし」の声あり）
    - 2目河川災害復旧費。（「なし」の声あり）
  - 12款公債費1項公債費1目元金。（「なし」の声あり）
    - 2目利子。（「なし」の声あり）
  - 13款諸支出金1項基金費1目基金費。（「なし」の声あり）
  - 14款予備費1項予備費1目予備費。（「なし」の声あり）
- 款、項、目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
- 質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。
- これをもって令和7年度色麻町一般会計予算の質疑による審査を終了いたします。

## 日程第2 議案第39号 令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算

- 委員長（小松栄喜君） 日程第2、議案第39号令和7年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算を議題といたします。
  - これより、事項別明細書に従い、質疑を行います。
  - 歳入から入ります。
  - 144ページをお開きください。
  - 歳入から入ります。
  - 1款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金。（「なし」の声あり）
  - 2款寄附金1項寄附金1目教育費寄附金。（「なし」の声あり）

3 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目奨学資金貸付基金繰入金。（「なし」の声あり）

4 款諸収入 1 項預金利子 1 目預金利子。（「なし」の声あり）

2 項返還金 1 目返還金。（「なし」の声あり）

145ページ。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金。（「なし」の声あり）

款、項、目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

146ページをお開きください。

1 款積立金 1 項積立金 1 目積立金。（「なし」の声あり）

2 款貸与事業費 1 項貸与事業費 1 目貸与事業費。（「なし」の声あり）

3 款予備費 1 項予備費 1 目予備費。（「なし」の声あり）

款、項、目以外で質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和 7 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算の質疑による審査を終了いたします。

### 日程第 3 議案第 40 号 令和 7 年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算

○委員長（小松栄喜君） 日程第 3、議案第 40 号令和 7 年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

これより、事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

149ページをお開きください。

第 1 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

2 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金。（「なし」の声あり）

3 款諸収入 1 項預金利子 1 目預金利子。（「なし」の声あり）

款、項、目以外で質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出の審査に入ります。

150ページをお開きください。

第 1 款公債費 1 項公債費 1 目元金。（「なし」の声あり）

2 目利子。（「なし」の声あり）

2 款諸支出金 1 項繰出金 1 目他会計繰出金。（「なし」の声あり）

3 款事業管理費 1 項工業団地整備事業費 1 目工業団地整備事業費。（「なし」の声あり）

4 款予備費 1 項予備費 1 目予備費。（「なし」の声あり）

款、項、目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳出の審査を終わります。

これをもって、令和7年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算の質疑による審査を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小松栄喜君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することにします。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

引き続きの審査は、明日午前10時から行います。

午後 4時23分 延会

---

---